

令和3年第2回能登町議会3月定例会議 会議日程表

3月5日から3月15日（11日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	3 月 5 日	金	午前10時00分	本会議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	3 月 6 日	土		休 日	
第 3 日	3 月 7 日	日		休 日	
第 4 日	3 月 8 日	月		委 員 会	
第 5 日	3 月 9 日	火		委 員 会	
第 6 日	3 月 10 日	水		休 会	
第 7 日	3 月 11 日	木	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 8 日	3 月 12 日	金	午後1時30分	本会議	一 般 質 問
第 9 日	3 月 13 日	土		休 日	
第10日	3 月 14 日	日		休 日	
第11日	3 月 15 日	月	午前10時00分	本会議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（酒元法子）

ただいまから、令和3年第2回能登町議会3月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、14人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本3月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から3月15日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（酒元法子）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

3番 馬場等 君、

4番 田端雄市 君を

指名いたします。

諸般の報告

議長（酒元法子）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に町長より別冊配付のとおり、報告2件、議案33件が提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（酒元法子）

日程第3、議案第6号「令和3年度能登町一般会計予算」から日程第35、議案第38号「町道路線の認定について」までの33件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（酒元法子）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

本日、令和3年第2回能登町議会3月定例会議の開会に当たり、議員各位には日頃から町政運営に対して多大なるご理解とご支援を賜り、心から感謝を申し上げます。

ここに、令和3年度の当初予算案をはじめ、諸議案のご審議をお願いするに当たり、主な施策等の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

まず、去る2月13日午後11時8分、福島県沖を震源地として発生したマグニチュード7.3の地震により、福島県、宮城県では震度6強を観測し、東北・関東を中心に大きな被害が発生しました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

また、10年前となる平成23年3月11日に発生しました東日本大震災も記憶に新しいところであります。改めて犠牲となられた多くの方々のご冥福をお祈りし、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、緊急事態宣言の発出以降、新型コロナウイルスの感染者数は全国で減少傾向となっておりますが、全国で1日当たり1,000人前後の感染者がいまだ確認されており、石川県におきましても、連日、新規感染者が確認されている状況でもあります。

町民の皆様には、引き続き感染予防対策に取り組んでいただくとともに、不要不急の感染拡大地域との往来はお控えくださいますようお願いいたします。

幾度も申し上げているところではありますが、この未知のウイルスは、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況となっております。感染された方、医療従事者や県外から当町にお見えになられた方などへの誹謗中傷、不当な差別や偏見などが生じないよう重ねてお願いを申し上げます。

また、全国では、2月から医療従事者に対し、新型コロナウイルス感染症の

ワクチン接種が開始されました。国の方針では、その後、高齢者、基礎疾患を有する方、それ以外の方と順次接種する見込みとしております。当町といたしましても、町民の皆様へのワクチン接種に向けて準備を進めているところであります。

本年は、新型コロナウイルス感染症克服に向けたワクチン接種により、新たな一歩を踏み出す年となります。新たな生活様式に留意しつつ、着実に前進していくことが大切であると考えますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私が、町民の皆様から町政を託されてから16年がたとうとしています。平成17年3月1日に、旧の能都町・柳田村・内浦町が合併して誕生した「能登町」は、先人のたゆまぬ努力により、豊かで恵まれた自然と歴史、文化、そして農林水産業や商工業等が調和したすばらしい町としてスタートしました。この歴史ある旧3町村の資産をしっかりと受け継ぎ、さらなる町の発展を進めるため、最初の10年間は、第1次総合計画の「一歩前へ進むまちづくり」を基本目標に、町民との協働による新町の均衡ある発展と一体感の醸成に努め、平成27年度に策定した第2次総合計画では、「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐまちづくり」を基本目標とし、「人」と「地域」の絆を大切にしながら「地域力」を向上し、「住民が自信と誇りを持てる力強い町づくり」を進めてまいりました。

能登町に暮らす全ての町民が、健やかに、安心して日々の暮らしを送り、幸せと生きがいを感じることでできる持続可能な地域社会をつくり上げることを使命として、町政の推進に全力を傾けてまいりました。この間、多くの町民の皆様、議員の皆様から温かいご指導、ご助言をいただいたことに深く感謝申し上げます。

また、議員各位並びに町民の皆様におかれましては、末永く今後も町の発展にご理解とご協力を賜りますよう、何とぞよろしくようお願い申し上げます。

それでは、予算編成についてご説明させていただきます。

令和3年度の予算編成に当たりましては、町長選挙が行われることから、義務的経費や継続事業を中心とした、いわゆる骨格予算として編成いたしました。選挙後に新町長の下で新規事業や投資的事業などの政策的予算が肉づけされるものと考えております。

骨格予算編成ではありますが、事業の継続性が求められるものや年度当初から事業を行わなければ事業執行に支障を来すものは予算計上しておりますので、その中の主な取組について、第2次総合計画の施策の大綱に沿ってご説明いたします。

初めに、第1の施策の大綱、「自然環境との絆を大切にしたまちづくり」につ

いてであります。

これは、環境教育の普及と実践を通して、世界農業遺産である能登の里山里海を保全し、次代へと継承する取組と、省エネルギーやリサイクルを積極的に推進し、循環型社会の構築を目指すものです。

この施策として、「遊休施設解体事業」では、本年3月末で廃止する老人福祉施設「山せみ荘」の解体と跡地の復旧を行います。

「世界農業遺産推進事業」では、世界農業遺産活用実行委員会や能登G I A H S 推進協議会への負担金のほか、令和3年度に石川県で開催される国際会議の負担金を計上しています。

次に、第2の施策の大綱、「誰もが住みよいとを感じる地域が一体となったまちづくり」についてであります。

地域の特色を生かしたまちづくりを推進するための施策として、「社会資本整備総合交付金事業」では、継続7路線の改良を行い、安全・安心な道路環境を整備します。

「道路メンテナンス事業」では、孫三橋の架け替え工事や宇出津第一隧道照明設備のLED化を行い、トンネル橋梁の安全性を高めます。

また、近年全国で多発している河川氾濫に鑑み、当町としても引き続き普通河川のしゅんせつと護岸改良を実施いたします。

消防関係では、宇出津分署の水槽付消防ポンプ自動車を更新するほか、宮地地区、小間生地区に耐震性貯水槽を整備し、消防防災体制を強化します。

「交通安全推進費」では、能登自動車学校存続に向けて、設備更新や高齢者講習への補助を行い、免許取得環境や高齢者講習場所の確保など交通安全の推進と利便性の向上を図ります。

また、新ごみ焼却施設の令和5年度の稼働に向けて、奥能登クリーン組合への負担金を増額計上しております。

次に、第3の施策の大綱、「地域の魅力を生かしたしごとづくり」は、一次産業や商工業、観光の振興を推進し、地域の活性化としごとづくりにつなげるものであります。

この施策として、「関係人口創出事業」では、ワーケーションの受入れを目指し、情報発信やモニターツアーの実施、体験プログラムの作成を行い、能登町への新たな人の流れをつくります。事業推進のため、総務省の企業人材派遣制度による人材を受け入れるほか、財源には企業版ふるさと納税を活用します。

「県営ほ場整備事業」では、継続5地区の負担金を計上するほか、新規地区の採択関連経費や完了地区の換地清算金を計上しています。

「森林環境譲与税事業」では、森林環境譲与税を財源として、自然条件の悪い森林を町が適切に整備することによって、森林の持つ多面的な機能の発揮を

目指します。

「観光施設管理費」では、役場跡地整備における用地測量と工損事後調査費を計上しました。

次に、第4の施策の大綱、「健康で心に豊かさを持てる人づくり」であります。

健やかに暮らせる活力ある地域社会づくりにつなげるための施策として、「公立認定こども園管理費」では、柳田保育所と鶴川保育所の空調設備改修を行い、快適な保育環境を整備します。

「予防接種事業」では、18歳以下と65歳以上のインフルエンザ予防接種自己負担を1,200円から1,000円とし、接種率の向上を図ります。

次に、第5の施策の大綱、「地域を通して共に学び、まちの未来を担う人づくり」についてであります。

まちの未来を担う人づくりを進めるための施策として、「GIGAスクール推進事業」では、本年度に整備した1人1台のタブレット端末を活用するため、ICT支援員の増員や教員向け講習会を実施します。

「能登高等学校魅力化事業」では、引き続き魅力化事業の充実を図るほか、まちなか鳳雛塾を運営していきます。

「東京2020オリンピック聖火リレー事業」では、6月1日に能登消防署宇出津分署から宇出津港いやさか広場までをルートとして予定されている聖火リレーに係る所要経費を計上し、オリンピックムードの高揚につなげます。

「全国高校総体ソフトテニス競技」は、36年ぶりの開催となるインターハイで、7月28日から31日までの4日間、男子の部の大会が開催されます。

「全日本学生ソフトテニス選手権」は、令和2年度に予定されていた大会がコロナ禍により中止となり、3年度に実施されるもので、藤波運動公園をメイン会場として、8月6日から12日の6日間開催されます。

インターハイ、インカレが同年に開催されることで、全国に「テニスの町」がアピールできるものと考えております。

「学校給食費」では、柳田中学校ランチルームの空調設備を整備し、学校環境の改善を図ります。

次に、第6の施策の大綱、「地域の絆を深め、住み続けたくなるまちづくり」についてであります。

安心して住み続けられるまちづくりを推進するための施策として、「定住促進事業」では、引き続き移住者の住宅購入や中古住宅改修に要する経費の助成を行うほか、定住促進協議会において、空き店舗を活用した新たな交流拠点を整備し、さらなる移住、定住の促進を図ります。

次に、第7の施策の大綱、「わかりやすい行財政と情報の共有によって、つながるまちづくり」では、住民と行政がつながる協働によるまちづくりを推進す

るものであります。

その施策として、「電子自治体推進費」では、国が進める行政デジタル化の実現に向けて、行政手続の電子申請を段階的に導入し、利便性の向上を図ります。

以上、ご説明いたしました令和3年度当初予算であります。議案第6号、一般会計が、前年度比13.6%減の131億3,900万円。議案第7号から第9号、3特別会計の合計が、前年度比1.9%減の53億7,396万4,000円。議案第10号から第12号、3企業会計の合計が、前年度比12.8%減の58億1,721万円。総合計は、11%減の243億3,017万4,000円となっております。

私にとって最後の予算編成となりました。行政機関の長である町長の役割の一つは、判断・決定し、その決定に対して責任を取ることであると考えております。

これまでを振り返りますと、町民の皆さんの共通の財布とも言える町の予算を預かる身として、常に責任感と緊張感を持って、町のため、町民のために予算編成を行ってきました。今後も限られた財源を有効に活用し、行政・議会・町民が一体となって持続可能なまちづくりを進めていただきたいと思います。

それでは引き続き、本年度の補正予算の概要をご説明します。

議案第13号から19号までは、一般会計及び特別会計、企業会計予算の補正であります。

今回の補正は、国の第3次補正予算に伴う事業の追加のほか、各款項にわたり人件費の調整をはじめ、決算見込みや事業費の確定による予算の調整と財源調整を行い、繰越明許費と合わせ、補正予算として提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、補正予算を説明させていただきます。

議案第13号「令和2年度能登町一般会計補正予算（第7号）」は、3億9,714万2,000円を減額し、予算総額を190億8,542万円とするものです。

歳出からご説明いたします。

第1款「議会費」は、決算見込みにより376万6,000円の減額です。

第2款「総務費」は、9,517万7,000円の減額です。

第1項「総務管理費」において、一般管理費では、人件費の調整のほか、事業費の決算見込みによる減額であります。

財政管理費、会計管理費、財産管理費は決算見込みによる減額です。

基金管理費は、基金運用益の決算見込みにより基金利子を増額したほか、基金積立費において、ふるさと能登町応援寄附の減額に伴う積立金の減額と、12月議会で設置しました公共施設等総合管理基金に不動産売払収入相当額を積

み立てるものです。

企画費、地方創生推進費、地域振興費、支所費、公平委員会費は、決算見込みによる調整です。

地域安全推進費は、防犯灯省エネ対策事業の決算見込みにより増額しております。

交通対策費では、決算見込みによる減額のほか、路線バス運営補助金とふるさとタクシー負担金の確定による追加を行っております。

電子自治体推進費は、決算見込みによる減額です。

有線放送費は、人件費の調整や決算見込みによる減額のほか、有線放送整備事業において予算の組替えを行い、ネットワーク冗長化に係る経費を追加しました。

諸費及び新型コロナウイルス感染症対策費は、決算見込みによる減額です。

第2項「徴税費」は、人件費の調整と決算見込みによる減額です。

第3項「戸籍住民基本台帳費」は、決算見込みによる減額です。

第4項「選挙費」は、決算見込みによる減額のほか、能登町長選挙費において、新型コロナウイルス感染症対策経費の財源調整を行っております。

第5項「統計調査費」は、決算見込みによる減額と組替えです。

第6項「監査委員費」は、決算見込みによる減額です。

第3款「民生費」は、7,601万3,000円の減額であります。

第1項「社会福祉費」において、社会福祉総務費は、人件費の調整や決算見込みによる減額のほか、健康福祉の郷「なごみ」の修繕負担金を追加しました。

「障害者福祉費」では、決算見込みによる減額のほか、障害者自立支援給付事業において、介護給付費の追加と令和元年度国庫負担金の償還金を追加しております。また、地域生活支援事業についても、決算見込みにより増額を行っております。

「老人福祉費」は、決算見込みによる減額であります。

介護保険費では、介護保険特別会計への繰出金の減額を行っております。

また、国民健康保険特別会計への繰出金の追加を行ったほか、後期高齢者医療費では、後期高齢者医療広域連合負担金を減額したほか、決算見込みにより保健事業の負担金及び補助金を増額しました。また、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額しております。

第2項「児童福祉費」は、人件費の調整や決算見込みによる減額のほか、令和元年度国庫補助金の償還金を追加しました。

第4款「衛生費」は、545万5,000円の減額です。

第1項「保健衛生費」において、保健衛生総務費では、人件費の調整や決算見込みによる減額を行いました。

予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備に係る所要経費を追加しております。

母子保健費は、令和元年度の国庫補助金償還金の追加です。

環境衛生費では、決算見込みによる減額のほか、斎場管理費において除雪に係る機械借り上げ料を追加しております。また、墓地公園管理費において墓地永代使用料返還金を追加したほか、犬登録管理費の予防接種費を追加しました。

病院費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、入院収益、外来収益が悪化しており、医療提供体制確保支援として負担金及び補助金を追加しております。また財源は、地方創生臨時交付金を活用しております。

第2項「清掃費」は、人件費の調整や決算見込みによる減額です。

第3項「水道費」は、決算見込みによる補助金の追加と出資金の減額であります。

第5款「労働費」は、決算見込みにより、3万2,000円の減額です。

第6款「農林水産業費」は、978万5,000円の減額です。

第1項「農業費」において、農業委員会費及び農業総務費は、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額です。

農業振興費では、決算見込みによる調整のほか、農業振興対策事業において、国の補正予算に伴い新たに「担い手確保・経営強化支援事業」を追加したほか、環境保全型農業支援対策事業の事務費と交付金を増額しました。また、農地中間管理事業において、農地集積に伴う交付金を追加しております。

畜産業費は、決算見込みによる減額です。

農地費は、決算見込みによる調整のほか、農村総合整備事業において、滝之坊地区水源確保工事の増額を行うほか、県営老朽ため池整備事業と県営ほ場整備事業において、国補正予算に伴う事業費の増額を計上しました。

第2項「林業費」は、決算見込みによる減額です。

第3項「水産業費」は、決算見込みによる減額のほか、水産業振興費において、事業費確定に伴い漁船取得等資金利子補給及び沖合遠洋漁業経営安定対策貸付金利子補給の増額を行っております。

第7款「商工費」は、4,307万2,000円の減額であります。人件費の調整と決算見込みによる減額のほか、地方創生臨時交付金や基金繰入金の財源調整を行いました。

第8款「土木費」は、3,107万円の減額であります。

第1項「土木管理費」は、人件費の調整と決算見込みによる減額です。

第2項「道路橋りょう費」は、決算見込みによる減額や組替えのほか、国補正予算を受けて、社会資本整備総合交付金事業を増額しております。

第3項「河川費」、第4項「港湾費」は、事業費の確定による減額です。

第5項「都市計画費」は、事業費確定による減額と下水道事業会計への補助金を減額しております。

第6項「住宅費」は、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額です。

第9款「消防費」は、決算見込みにより2,966万円の減額であります。

第10款「教育費」は、9,935万5,000円の減額であります。

第1項「教育総務費」は、人件費の調整及び決算見込みによる減額です。

第2項「小学校費」では、人件費の調整と決算見込みによる減額を行ったほか、地方創生臨時交付金の財源調整を行っております。

第3項「中学校費」は、人件費の調整及び決算見込みによる減額を行ったほか、国庫補助金や地方債の財源調整を行っております。

第4項「社会教育費」は、決算見込みによる減額です。

第5項「保健体育費」は、決算見込みによる減額のほか、地方創生臨時交付金や地方債の財源調整を行っております。

第11款「災害復旧費」は、375万7,000円の減額であります。

第1項「農林水産施設災害復旧費」において、事業費の確定により減額を行いました。

第12款「公債費」は、住宅使用料の充当財源の調整であります。

以上、この財源として、第3款「利子割交付金」、第12款「分担金及び負担金」、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第16款「財産収入」、第20款「繰入金」を追加し、第1款「町税」、第2款「地方譲与税」、第7款「地方消費税交付金」、第8款「環境性能割交付金」、第13款「使用料及び手数料」、第17款「寄附金」、第18款「繰入金」、第21款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので、よろしくお願いいたします。

議案第14号は、「令和2年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」です。

保険事業勘定で、6,651万8,000円を追加し、予算総額を23億6,199万4,000円とし、直営診療施設勘定では、24万円を減額し、予算総額を537万6,000円とするものであります。

歳出では、保険事業勘定の第1款「総務費」において、人件費の調整のほか、基金利子と基金積立金を追加しました。

第2款「保険給付費」は、決算見込みによる増額を行っております。

第4款「保健事業費」は、決算見込みによる減額です。

第5款「諸支出金」では、病院事業会計への補助金を追加したほか、直営診療施設勘定への繰出金を追加しております。直営診療施設勘定では、決算を見込み調整を行っております。

この財源として、保険事業勘定では、「県支出金」「財産収入」「繰入金」「繰

越金」「諸収入」を追加し、「国民健康保険税」「分担金及び負担金」「国庫支出金」を減額し、直営診療施設勘定では、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

第15款「令和2年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」は、935万1,000円を追加し、予算総額を3億3,223万8,000円とするものです。

第1款「総務費」において、人件費の調整のほか、共同電算に係る奥能登広域圏事務組合負担金を追加するほか、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものです。

この財源として、「後期高齢者医療保険料」「国庫支出金」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第16号「令和2年度能登町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、1億8,349万3,000円を減額し、予算総額を27億3,662万6,000円とするものです。

第1款「総務費」において、人件費の調整のほか、決算見込みにより事務費を減額したほか、介護報酬改定に伴うシステム改修費と共同電算に係る奥能登広域圏事務組合負担金を追加しております。

第2款「保険給付費」では、実績を見込み、給付費の減額をしております。

第3款「地域支援事業費」では、決算見込みによる調整を行いました。

また、第4款「基金積立金」では、介護給付費準備基金積立金を追加しております。

この財源として、「財産収入」を追加し、「国庫支出金」「支払基金交付金」「県支出金」「繰入金」を減額して収支の均衡を図りました。

議案第17号「令和2年度能登町水道事業会計補正予算(第3号)」は、収益的収入において、475万2,000円を減額し、総額を7億6,032万9,000円とするものです。営業収益で給水収益やその他営業収益を減額したほか、営業外収益では他会計補助金を増額し、長期前受金戻入と雑収益を減額しました。

収益的支出は、304万9,000円を減額し、総額を6億7,729万7,000円としました。内容は、人件費の調整や事業費の確定による調整であります。

資本的収入では、企業債、出資金、工事負担金を減額し、資本的支出では、建設改良費の確定を見込んだ減額を行っております。

議案第18号「令和2年度能登町下水道事業会計補正予算(第2号)」は、収益的収入において、892万8,000円を減額し、総額を8億8,174万円とするものです。下水道収益で他会計補助金を減額しました。

収益的支出は、1,770万8,000円を減額し、総額を9億5,962万8,000円としました。内容は、人件費や消費税の調整などです。

資本的収入では、負担金、企業債を減額し、資本的支出では、建設改良費の確定を見込んだ減額を行っております。

議案第19号「令和2年度能登町病院事業会計補正予算（第4号）」は、収益的収入において、6,134万円を減額し、総額を24億20万7,000円としております。新型コロナウイルス感染症の影響による、入院収益、外来収益、その他医業収益等の減額のほか、県補助金、他会計補助金、他会計負担金、長期前受金戻入等を増額しております。

収益的支出では、4,574万6,000円を減額し、総額を24億1,580万1,000円としました。内容は、人件費の調整や決算見込みによる調整であります。

資本的収入では、事業費の確定により負担金及び補助金、企業債を減額し、資本的支出では、修学資金貸付金を減額しました。

次に、議案第20号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法等の一部改正による監査基準のほか、ICT教育を含めた教育改革の充実、並びに農地集積に係る調査等を行うことによる業務の増加に伴い、監査委員、教育委員会委員、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額の適正化を図るほか、所要の改正を行うものであります。

議案第21号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、特定管理職員及び技能労務職員に関する規定を追加するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第22号「能登町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について」は、光ファイバーケーブルの環境整備の完了に伴い、新たにインターネットサービスを行うための使用料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第23号「能登町例規の統一に係る関係条例の整理等に関する条例の制定について」は、例規の統一性並びに正確性を確保するよう内閣及び内閣法制局通知に準ずる表記のほか、条ずれ等、関係条例の整理等を行うため制定するものであります。

議案第24号「能登町農林産物加工施設条例の一部を改正する条例について」は、農林産物加工施設上町センターにある果汁加工施設の使用料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第25号「能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について」は、4月1日から「セミナーハウス山びこ」を公衆浴場として運営を開始するに当

たり、入浴に係る使用料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第26号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、能登町国民健康保険運営協議会からの答申に基づき、税率等を引き下げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第27号「能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」は、老人福祉施設「山せみ荘」を本年3月末で廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第28号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が変更されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第29号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、介護保険法施行令の一部改正により、低所得者に対する介護保険料の軽減措置が令和5年度まで延長されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第30号「能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、地方分権一括法により放課後児童クラブに関する従うべき基準が、地域の実情により柔軟な人員配置ができるようになりましたので、所要の改正を行うものであります。

議案第31号「能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について」は、指定居宅介護支援事業所の管理者要件等に関し、省令の一部改正により経過措置の期間が令和9年まで延長されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第32号「能登町生きがいデイサービスセンター条例の廃止について」は、能登町生きがいデイサービスセンターを、隣接する小木デイサービスセンターに併合し管理を行うため、条例を廃止するものであります。

議案第33号「能登町学校給食共同調理場条例の制定について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校給食法の規定に基づき、学校給食共同調理場の管理運営を定めるため制定するものであります。

議案第34号「能登町文化財保護条例の一部を改正する条例について」は、文化財の定義について、文化財保護法に準じて定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第35号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、本年度、辺地区域に該当する「鶴町辺地」の1辺地において、令和2年度から令和4年度の期間中に辺地対策事業債を充当する予定の事業がありますので、新たに総合整備計画を策定するものであります。

次に、議案第36号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、既に議決されております辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち「十

郎原・黒川辺地、斉和辺地、瑞穂辺地」の3辺地において、町道整備、浄化槽整備、農業基盤整備に辺地対策事業債を充当したく、また高齢者福祉施設整備及び公民館整備の事業費変更に伴い、計画の変更を行うものであります。

議案第35号及び議案第36号のいずれについても、石川県との事前協議が終わりましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号「請負契約の締結の変更について」は、令和2年第1回能登町議会において議決いただきました、議決第2号「令和元年度（令和元年発生）林道災害復旧事業往古線災害復旧工事」に係る請負契約において、工事請負金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本件について主な変更内容は、工事の追加調査を行ったところ、アンカー工の延伸に係る工事が必要となったため、契約金額1億5,361万5,000円から619万3,000円を減額し、契約金額を1億5,980万8,000円に改めるものであります。

次に、議案第38号「町道路線の認定について」は、町民の利用頻度が高い、中斉及び神和住地内の1路線を認定し、町道として管理するもので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、本定例会議に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（酒元法子）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（酒元法子）

次に、日程第3、議案第6号「令和3年度能登町一般会計予算」から、日程第35、議案第38号「町道路線の認定について」までの33件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

11番 向峠茂人議員。

11番（向峠茂人）

当初予算の45ページ。3点についてお聞きをしたいと思います。

1つ目は、予算書の45ページ。第2款総務費、8目地方創生推進費の中で、これは18節負担金補助金及び交付金の中で、婚活支援事業の中で、補助金として130万予算化しております。これは、この婚活事業については大変私も前から関心のある事業なので、だけど、ここ何年か、グッドニュースが耳に入っていないわけですが、これは予算措置が足りないのか、また活動内容があまり飛躍がないのか、もし予算化が足りないなら増額して活発な婚活事業をしてほしいんですけども、まずその実績と予算内容、そしてまた将来性によっては増額しての活動もあり得るのか、ご答弁いただきたいと思います。

議長（酒元法子）

橋本住民課長。

住民課長（橋本直博）

ご質問の婚活支援事業でございますけれども、本年度、令和2年度におきましての活動の中で、まず成婚した組数ですけれども、現在10組ございます。過去の成婚数と比較しましても徐々に成婚数が増えてきておりますので、実績は上がってきているというふうに自覚しております。

あと、各種の事業内容でございますけれども、本年度におきましては感染症、コロナ問題でいろいろ予定しておりましたイベント企画ができなかったわけですけれども、来年度、3年度におきましてはいろいろ企画、県の実施団体とも合同に婚活の事業を行っていきたいと思っておりますし、予算額につきましては負担金がほとんどでございます、総額といたしましてここに計上してございますが、131万円でございます。

予算額の不足というものについての考えは現在のところはないと思っております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

これは、当町だけに考えれば限られた人口の中に大変婚活支援活動も難しい面があるかと思えます。だけど、私も含めて、私の家族も含めてやっぱり町

外へ出ておいでるお子さんもおいでますし、またそういったことを考えると、もし予算を増額して、旅費になるので増額して、町外とか県外でまだそういういろんな成功例のあるところの自治体等を学ぶのも一つの勉強かなと思います。

これは本当に一夜にしてどうこうなるわけではないんですけれども、やっぱりそういった、これは能登町だけじゃなくても隣接の市町も同じだと思いますけれども、このままでいくとじり貧で、やっぱり人口がおらんと経済も衰退していくわけですから、ぜひこの活動には大きな目を開けて予算化して支援していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

ほかにございませんか。

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

3点について確認したいと思います。

1点目、2点目は関連がありますので、一緒に言いますのでよろしく願いします。

水産業についての2点ということをお願いいたします。

1点目、予算書96ページ。水産業振興費、この大和堆漁場保全対策事業50万円が計上されておりますが、これは令和2年の当初予算でも同額でありました。この補助金はどのように補助し、漁業者にとって役に立っているのか。イカの町を看板にするなら、もっと増額計上ができないかということも含めて説明をお願いします。

2点目、同じように、いか釣り漁業経営資金支援緊急対策事業の補助金110万9,000円について尋ねます。

この補助金は令和2年の当初予算では200万計上されておりました。この3月に今ほど配られた補正予算では111万3,000円の減額補正が計上されております。この補助金についても、ちょっと分からないものでその内容と減額補正の根拠をただしますので、説明のほうお願いいたします。

議長（酒元法子）

五田農林水産課長。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは、鍛冶谷議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の大和堆の漁場保全対策事業です。令和3年度も50万円計上しておりますけれども、これは大和堆のほうで外国漁船の違法操業が続いております。そういったことを解決しますというか、そういうことで国のほうへ水産庁とか海上保安庁のほうへいろいろ陳情へ行くための旅費について、2分の1で助成をしているというものであります。漁協小木支所のほうへ交付しております。今年度までの実績を見ておりますと、この50万で足りているのかなというふうに思いまして、令和3年度も同額で計上させていただきました。

それからもう1点目なんです、いか釣り漁業経営資金緊急対策事業のことだと思います。補助金が今年度、令和2年度と比べて89万1,000円減額になっております。なぜそういうことになったのかということをご説明したいと思うんですが、初めにこのいか釣り漁業経営資金緊急対策事業について少しご説明させていただきますと、この事業というのは前期、前のシーズンの水揚げ量が過去最低だった中型イカ釣り漁業者の経営支援のために、石川県と能登町、それから信漁連が連携をして利子補給を行いまして融資の円滑化を図るという趣旨のものでありまして、今年度、令和2年度に創設をしております。

ちなみに、融資限度額2,000万円で、償還期間は5年間ということになってます。

そして、基準金利は3.5%でありまして、石川県と能登町、信漁連がそれぞれ1%ずつ利子補給するために、実質金利は0.5%に抑えられています。令和2年度、今年度については10隻全ての船が限度額で借りた場合を想定をしまして、200万円を計上しておりました。しかし、実際には融資を利用した方は7隻にとどまっておりました。ということで、町の補助金110万9,000円となりまして、3月補正で89万1,000円減額補正しております。これは借入れできる時期というのは令和2年度限りということでもありますので、今後その利子補給する金額が増えるということとはございません。ですので、令和3年度予算は今年度の実績である110万9,000円としたわけでございます。

以上です。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

1点目については陳情の分ということなんです、これに関しても、今ここに一緒に並んでいる議員の皆さんもそうじゃないかと思うんですが、私たちやっぱり水産庁とかそういうところへの陳情が少ないと思っております。もしくは、

ちゃんとした座込みまでやるぐらいの覚悟というのはやっぱり持ってイカの町を守りたいというふうに思ってますので、これについてはもう少し、そういう予算を取るんだよという意気込みを見せてほしいなど。また、私たちもそういうことをしなきゃいけないと思ってます。

それから2点目に関しては、県と能登町と信連の形での利子補給というようなことですが、おとついの北國新聞、ここであったのは、イカの水揚げはいまだに低水準であると。これが続いていると。過去10年、2011年の数量からすると、ほぼ4分の1の水揚げです。こういうところに対して、今11隻の船だけの問題じゃないと思うんです。やっぱりこれちゃんとしてあげないと、全体の1番、2番の総合した話なんですけれども、もっとちゃんとした応援をしてあげないと、イカの町と言っておって、でもこのままいったら小木の町は本当に大変なことになると私は思います。

今年、去年も暮れにある鉄工所さんが閉鎖されました。そうやって一軒一軒なくなっていくことに対して、イカ釣りをもう少し応援するということがあってもいいんじゃないかというふうに申し込んでおきます。たまたま今回、骨格予算ということですから、6月には本予算が出るんじゃないかなというふうに思いますから、そういうときにも少し考慮してもらえるというような希望を持っていますので、よろしくお願いします。

それでは、続けて3点目、お尋ねしたいと思います。

予算書の99ページ。観光振興対策事業の補助金、ここでレンタカー利用誘客助成事業300万の予算計上についてただしたいと思います。

令和2年の当初予算では、これは500万でありました。コロナ禍で利用客が極端に少なくなり、GoToトラベルというんですか、あれも一瞬の夢で大変苦戦したと思いますが、この補助金の補助を給付するシステムと、それから前年度比較、減額予算となった経緯、現場事情の説明を求めたいと思います。

あわせて、令和3年度にこの補助金をどのように生かし、観光振興に臨むのか、思いの一端を聞かせてもらえれば幸いです。

議長（酒元法子）

田代ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（田代信夫）

レンタカー利用誘客助成事業、令和3年度の当初予算は300万、昨年度は500万円を計上し、事業を執行しております。ご質問のその助成金の給付のシステムはまずどういうものかということを含めて、この事業の概要を説明いたします。

このレンタカー利用誘客助成事業は、レンタカーを利用し、町内の宿泊施設に宿泊された観光客などに対して、1台につき2,000円を助成することで町内の宿泊施設の利用を促進し、地域の活性化をする目的で制定されたものがあります。

利用の方法であります。レンタカー——これは全国レンタカー協会に加盟している全ての店舗が対象となりますが——を利用した宿泊者が、貸渡契約書、いわゆるレンタカー借りるときに契約書を求めますが、その契約書を町内の宿泊施設に提示をしてもらいます。宿泊するときに提示をしてもらいます。その提示があった利用者に対し、宿泊料金から1台につき2,000円を引いて支払する、あるいは2,000円をキャッシュバックするということがあります。そういうふうなことになります。その後、宿泊事業者は町のほうに、これは一月分をまとめて申請書を提示してもらいます。町のほうからは、その申請金額に対してチェックをして助成をすると、こういうふうな仕組みの事業であります。

それから、対前年度の減額、500万の助成金が300万円に減額になっているという経緯であります。今年度、令和2年度を除く過去4年間の平均の利用レンタカーの台数は約2,300台、助成金にしますと460万円、ほぼ500万円に近い実績でありました。今年度はコロナ禍によりまして、また緊急事態宣言の発出などにより、利用者台数が大幅に減ってきております。

そういう中で、昨年12月から今年の2月までの期間に対しては、レンタカーの助成額、本来1台当たり2,000円を倍の4,000円に上げて、さらに連泊をした場合にはさらにまた4,000円を加算する、そういうふうな宿泊の誘客を図ってまいりましたが、この感染症拡大の影響に伴いまして、のと里山空港の一時欠航、あるいは一時の減便、また、言われましたGOTキャンペーンの一時停止、また今年の冬は全国的に大雪となりました。その要因もありまして、年間の今年度の利用台数の実績が約900台の実績見込みで、大幅に減少をしておるところです。

来年度につきましては、GOTキャンペーンの再開あるいはのと里山空港の正常な運航などを見据えまして、今年度の実績見込みよりも600台増にしまして1,500台にし、300万を計上したということでありますので、よろしくお願ひします。

それから最後に、観光振興であります。このレンタカーというのは、旅行者においては最も有効な移動手段、鉄道であります。鉄道も能登地区にはない、バスも本数も少ない。奥能登も含めて観光を行う方には、レンタカーというのが非常に利用されるんじゃないかなというふうに思います。そのレンタカーを利用していただいて、能登町の観光施設はもちろん、奥能登を周遊していただ

いて、最後に宿泊は能登町でレンタカーの利用の助成金を使って宿泊をしていただければなという、そういう思いもありまして、このレンタカーの利用助成制度というのをつくっておりますので、よろしく申し上げます。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

今、課長の説明中に12月の補正予算見ておったら、観光協会も220万減額、観光イベントも488万5,000円の減額、ふるさと博も90万、そしてレンタカー利用誘客助成事業が400万減額ということは、現実には100万で対応するというような形になったんじゃないかなど。それをでも希望的観測で、次年度はもうちょっこり見込んで300万に、1,500台、300万にしたというふうに理解すればいいですかね。

昨日の新聞の報道でも菅首相はまだまだ1都3県ですか、その延長をしないと。緊急対策をとということで、まだまだ続くかもしれない。でも、いつかはコロナは収束します。そのときにいち早くやっぱり能登町は、それに対して対応して観光誘客したというような形になるようによろしく願いして、質疑終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここで、しばらく休憩いたします。再開は11時20分からといたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（午前11時10分）

再 開

議長（酒元法子）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午前11時20分再開）
持木町長。

町長（持木一茂）

申し訳ないですが、提案理由の中で訂正させていただきたい箇所がありますので、よろしく申し上げます。

まず、議案第13号「令和2年度能登町一般会計補正予算（第7号）」の説明

であります。財源の説明の中で、「第20款繰入金」と説明しましたが、「第20款諸収入」に訂正させていただきたいと思っております。

次に、「議案第15号」と言うところを「第15款」と言い誤りましたので、これも訂正させていただきたいと思っております。

続けて、議案第37号「請負契約の締結の変更について」ですが、契約金額1億5,361万5,000円から619万3,000円を「減額」と申しましたが、「増額」でありますので、訂正させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（酒元法子）

許可いたします。

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

私のほうからは1点お願いをいたします。

当初予算書87ページ。6款1項3目、委託料2,207万4,000円、ブルーベリー普及業務です。その中にブルーベリー取扱業務700万円。昨年まで農林水産物総合センター管理運営費となっておりますが、今、ブルーベリー取扱業務と名称が変更になっております。700万円。これはどういう意図で名称が変更になったのか、農林水産課長にお聞きいたします。

議長（酒元法子）

五田農林水産課長。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは、市濱議員さんの質問にお答えします。

予算書の88ページで、ブルーベリー取扱業務700万円というのを計上しております。市濱議員さんおっしゃられたとおり、今年度、令和2年度までは指定管理料ということになっておりました。農林産物総合センター、すなわち4月から農林産物処理加工施設上町センターというふうには呼ばれる施設なんです。今年度まではその施設の指定管理料として同額の700万円を計上しておりました。しかし、そこでのその業務というのは、施設の管理というよりも農家さんからブルーベリーの果実の買取り、そしてその買い取ったものを加工もして、そして販売をするということが中心ということになっておまして、令和3年度からはブルーベリー取扱業務の委託料という形で予算計上させてもらいました。

能登町ふれあい公社がこの施設の指定管理者であるということには変わりありませんし、公社さんにやっていただく業務の内容と金額も変更するというわけでは決してございません。ただ、予算の使われ方を見える化したとでも申しますか、分かりやすいようにこのような形で予算計上させていただきましたので、ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

内容は大体分かりました。

そこで、予算説明書に振興事業費2,323万2,000円というふうに115万8,000円の違いがありますが、どういうふうに違っているのかお答えいただければありがたい。

議長（酒元法子）

五田農林水産課長。

農林水産課長（五田秀綱）

今、市濱議員さんおっしゃられたのは、多分内示会の際に配付された資料の中でそういう金額になっていたということだと思うんですが、その金額というのは、今の予算書の87ページと88ページには、委託料の中で今申し上げた取扱業務700万円、それからブルーベリーの普及業務、ブルーベリー普及センターが農家さんにいろんな技術指導をしたり、それから苗木を作ったりという、そういうものなんですけれども、それが1,500万少し計上されているんですが、そのほかにブルーベリーの苗木に対して助成も行ったりもしておりますので、そういったものを含めたものをブルーベリーの振興事業、内示会の資料の中ではそういうものをトータルした数字でちょっと上げさせていただいているので、ここでそれとぴったり一致するものはないということなんです。ご理解をお願いいたします。

議長（酒元法子）

7番 市濱議員。

7番（市濱等）

分かりました。長年、予算が執行されておりますが、なかなか成果等が見え

てこないなという感覚を持っております。どうかしっかり対応していただきたいなというふうに思います。

ありがとうございました。

議長（酒元法子）

ほかに。

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

資料ナンバー 2 番、令和 3 年度予算書でお願いします。

109 ページ。9 款消防費、1 項消防費、3 目消防施設費、1 4 節の工事請負費の箇所ですが、消防施設等の整備事業ということで、耐震性貯水槽の整備をされると。2 か所挙がっておりますけれども、防火水槽ですよね、これはたしか。特別なものではなくて、特にその 2 地区にはなかったわけではなくて、古いからとかそういう理由で耐震性の貯水槽を整備されるということでしょうか。

議長（酒元法子）

赤阪総務課長。

総務課長（赤阪浩幸）

吉田議員おっしゃるように、これは防火水槽、耐震性の貯水槽を整備 2 か所いたします。地区としましては、小間生地区と、それから宮地地区であります。この 2 か所の設置場所については防火水槽がなかったということで、国のほうへ補助申請をしまして、それが採択の見込みになったことから今回の予算計上となったものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

ほかにもそういった防火水槽がないような地区があるのかということと、古いようなところは耐震性がされてないかなというふうに思いますが、そういったところは今後順次更新するというような計画があるのかどうかというのを教えてください。

議長（酒元法子）

赤阪総務課長。

総務課長（赤阪浩幸）

防火水槽の設置につきましては、これまでも合併後にも随時整備をしております。基本的には、この補助採択を受けるには2基以上の申請が必要ということで、それともう一つは基本的に旧3町村の経緯もありまして、用地については地元から提供していただくということを基本にしております。

したがって、地元の地域との調整もした上での整備になってきますので、今2か所整備したのは要望に基づいた整備ということです。

今後、そういう地区からの要望があれば用地等の調整も行った上で国のほうへ申請し、採択すれば予算化していきたいというふうに考えております。

議長（酒元法子）

ほかに質疑はありませんか。

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

先ほど町長のほうから説明された提案理由説明書からちょっと何点か、すみません、質問いたします。

道路メンテナンス事業、この中で河川氾濫のしゅんせつ工事についてなんですけれども、今年度から始まっております。今年度の実績と、それから3年度の一応計画みたいなのが分かりましたら、教えてください。

次、もう一つ。これも今年度の一般補正のほうのお話で、ワクチンですね。予防費で新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備に係る所要経費を追加しておりますとなっております。新型コロナウイルスワクチン接種体制、これは今これからやっていくということになると思うので、予防費だけでこれができるのか、もし予防費だけで足りない場合は補正とか専決とかそういうことをなさるようになるのか。今、この予防費で何をされるのか。ちょっと細かいですかね。

すみません。最後にもう一つだけ。これも健康福祉課なんですけれども、放課後児童クラブに関する従うべき基準が地域の実情により柔軟な人員配置ができるようになったということで書いてあります。これちょっと説明してほしいんです。

その3点です。

分かる範囲でお願いいたします。

議長（酒元法子）

西谷健康福祉課長補佐。

健康福祉課長補佐（西谷幸一）

馬場議員のご質問にお答えいたします。

まず、4款1項2目の予防費の191万5,000円の追加でありますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用の追加ということで、全てではやはりございません。65歳以上の接種に係る印刷費、郵便料等を今追加で補正させていただいております。これから様々な取組がありますけれども、事業費が見えてきましたら、また補正等で計上させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、放課後児童クラブの件ですけれども、支援員の人数ですけれども、支援の単位ごとに現在2人以上と定められておるところが、児童数が少なくなる時間帯、例えば夕方の遅い時間帯や土曜、日曜には支援員を1人とすることができることとなったということで、能登町においても支援の提供に支障がないと認める時間帯に限り、支援員の数を1人とすることができるように、その旨を新たに加えるということで、今までよりも少し緩い基準で支援員を配置できるということになったのかなというふうに思っております。

以上です。

休 憩

議長（酒元法子）

暫時休憩します。（午前11時35分）

再 開

議長（酒元法子）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午前11時36分再開）

建設水道課長（兄後修一）

まず、河川のお問合せであったかなと思います。今年度のまず計画について簡単にご説明したいと思います。

河川のしゅんせつと、それから修繕的な改良という2本立ての事業ですけれども、今年度は骨格予算ということで、春先にまず河川のパトロールをまず実

施したいと思います。実施した結果をもって幾つかの河川で測量、設計をさせていただいて、工事が必要な箇所については後日また補正等に対応できるんじゃないかなということで、今のところ調査費として1,029万の計上をさせていただいています。

事業についても緊急しゅんせつ推進対策事業と、それから自然災害防止対策事業ということで2本立てであります。

しゅんせつにつきましては土砂の撤去が対象になりますし、自然災害の防止対策事業については昨年が終了ということでご案内したかと思いますが、1年に限り継続というふうに国のほうから案内がありましたので、もう1年継続させていただく予定で対応したいと思います。

計画では、しゅんせつが約25か所ぐらいできればいいんじゃないかなと思ってますし、施設のほうについては10件から13件程度の工事ができればというふうに思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

実績のほうについてということでお問合せなんですけれども、現在、3月の補正で100万円の減額を工事についてはさせていただいておりますが、事業の完了を見込んで100万円だけ減額させていただこうと思ってます。

数についてのお問合せについては、自然災害対策箇所が6件、それからしゅんせつのほうが9件、現在のところ完了しているのがそういう状況です。

以上です。

よろしいでしょうか。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

あと一つだけすみません。ちょっと自分の勉強不足か分からないんですけれども、地方創生臨時交付金、1次、2次、それと今3次ですか。1次、2次で約5億8,900万ほど来てたと思うんですけれども、3次分というのは来ているとしたらどれぐらいの金額が来ているのでしょうか。

議長（酒元法子）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

馬場議員のご質問にお答えいたします。

今おっしゃいましたように、1次、2次、3次までありました。1次、2次

は5億8,980万4,000円、1次、2次合わせて補助の確定がしております。

3次補正なんですけれども、枠では国では3次補正では1兆2,000億円の予算化しまして、町の限度額では通知では2億1,036万円、これが限度額として補助の確定額となっております。それと、今の3月補正ではその部分で全額計上しておりません。充当額としましては、予算書の歳入の費目にもありますが、8,931万円、歳入で予算化しております。残りなんですけれども、残りは1億3,036万程度になると思います。これは当初予算、令和3年度の6月補正で対応したいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（酒元法子）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

13番 宮田議員。

13番（宮田勝三）

前段にお断りしておきます。マスクと年とともに大変滑舌が悪くなっておりますので、聞き取りにくいかなと思っておりますので、よろしく願いします。

当初予算の89ページに、一番下段のところに交付金、中山間地域等直接支払事業1億1,921万5,000円とあります。令和2年度の当初予算、あくまでも当初予算に計上されていた金額とは当然かなり下がっておりますけれども、それは令和1年度中に第5期の、2年度から第5期の中山間地域、この事業が取り組まれるということで、かなり推測の下で当初予算が組み立てられたと思っておりますので、増減については私はそうであろうかなと、そんなふうに思っております。

そういうことで、中山間地の私なりに危惧すること、2点ばかりありますので、質問をさせていただきたいな。

過去、4期ぐらいまで、1つの地域、エリアを協定されたその中に、例えば様々なご家庭の事情とかあって耕作できないというときに、その協定の中に入っている面々の人たちが協力して共同作業の中で保全をしていきました。それが守られないと、全協定の面積に配分される支払交付金が例えば2年度、3年度、5か年の計画でありますけれども、途中でそういうことが起きた場合に遡って返還をしなきゃならないという厳しい決まりがあったわけなんですけど、幾らか緩和されたように聞いておりますので、その辺りはどういったところで緩

和されているのか、お聞きしたいということと、それと今各地に圃場制度が盛んに行われております。圃場整備、例えば去年から令和2年度から5か年、この事業が一つの決まりでありますから、この期間の中に圃場整備等の工事が始まるころや、今盛んにやっているところがあると思います。協定を結んで認められていながら、じゃ1年間は少なくとも耕作できないとなったときに、その辺りは交付金はどうなっていくのか、そういったところをお聞かせ願えればなど、そんなふうに思っております。

議長（酒元法子）

五田農林水産課長。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは、宮田議員さんの質問にお答えをいたします。

この農業振興費の中に中山間地域等直接支払事業について予算計上しております、それについてご質問いただきました。

まずは、令和3年度の新年度予算が令和2年度と比べて減額になっているのはなぜかということで、宮田議員さんもおっしゃられたとおりで、まさにお見込みのとおりなんですけれども、令和2年度予算計上したときにはいろいろ加算措置ですとか、それから単価がアップするということもちょっと考えられたもんですから、2年度の当初予算はちょっと多めにとか、盛ったんですけれども、昨年12月に減額補正したとおり、こちらが思っていたほど交付金が増えなかったということで、そういったことも踏まえて、それに照らして新年度予算はちょっと減らしております。

ですから、当初予算ベースで比べるとちょっと3年度予算は減ったというふうには見えるんですけれども、理由については宮田議員さんのお見込みのとおりということになります。

それから次は、中山間地域等直接支払事業というのは5年間一区切りということで、その5年間の途中で農業生産活動ができなくなった場合の交付金の返還についてお尋ねいただいたと思いますけれども、まず交付金については、確かに宮田議員さんおっしゃられたとおり、第4期までは、令和元年度までは交付金の単価を満額もらえる体制整備単価、一般的には10割単価というふうに呼ばれてますけれども、この10割単価を選ばれていた地区においては、これまでは期間の途中で耕作できないような、そういう農地が発生をすると、それまでに交付されていた交付金を遡って返す、いわゆる遡及返還を行っていたという必要がありました。しかし、今年度から始まっております5期対策においては幾分緩和をされておまして、耕作されている方がお亡くなりになっ

たりとか、あるいは高齢化でできないとか、それから手伝ってくれた家族に病人が出るなどのそういうやむを得ない事由によって耕作できないような場合については、その土地の交付金を対象から外すだけで済みまして、既に交付受けていた交付金を遡及返還をするという必要はなくなりました。

それからもう1点目なんですけれども、今能登町で圃場整備が盛んに行われています。そして、中山間地域等直接支払事業の交付金の対象となっている土地で工事を行った場合にはどうなるのかということだったかと思うんですけれども、この交付金の実施要領の中に、土地改良の通年施工に係る農地については交付金の対象とすることができるというふうに明確に規定をされておりまして、ただ1年に限ってなんですけれども、交付金は、1年間工事でできないというようなことがあっても原則交付されるということになっております。

先ほど申し上げたように、町内でこれからいろんなところで圃場整備事業また始まっていくと思います。工事のためにそういう1年間耕作できないというケースはこれからも結構起こると思うんですが、そういうものも対象になるということです。もしまた宮田さんのほうで、地域の皆さんにもそういうことなので安心して圃場整備事業にも取り組んでいただきたいということをPRしていただければありがたいと思います。

以上です。

議長（酒元法子）

13番 宮田議員。

13番（宮田勝三）

基盤整備等々、1年間は認められると。大変ありがたい交付金なのかな、そんなふうに思っております。しかしながら、中山間地等の支払いというのは、例えば水路であったり、農道であったり、ため池であったり、のり面の草刈り等々を共同作業イコール個人配分ということで交付金が支払われるわけなんです。圃場整備等々が完了した翌年、さてさて農道にそんなに草が生えておるのかな、水路にそんなに土砂がたまっているのか、そんなことが起きますので、その辺りの使途、お金の使い道、そしてまた個人配分について等々、例えば協定されているところで基盤整備等々が行われる地域においては、どのような、当然行政に使途の報告があるはずなんです。その辺りを明快な形で指導していただかないとちぐはぐになっても困りますので、その辺りはどんなふうに考えておられるのか、お答えを願いたい。

それで私の質問終わりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（酒元法子）

五田農林水産課長。

農林水産課長（五田秀綱）

宮田議員の質問にお答えをいたします。

この交付金の使い方、特に圃場整備をやっている期間中、それからその後の使い方について何か制限があるかというようなご質問だったかと思うんですけども、まず交付金につきましては、おおむね2分の1以上は個人配分、そして残りの約2分の1は農業生産活動を継続していくための共同取組活動に充てていただくということが原則というふうに示されてます。ただ、最終的にはそのこの集落で責任を持って決めていただくということになりますので、そうしていただければよいかというふうに思うんですが、今宮田議員さんおっしゃられたように、例えば圃場整備をやっている工事の期間中なんていうのは、そういう除草する必要もないわけですし、それから圃場整備が完了した折には水路も新しくなったりするので、しばらくは土砂を除いたりとかそういう作業はないかというふうに思います。

そういう場合の使い方の一つの町としての提案なんですけれども、この圃場整備は事業完了後、地域の担い手の方にそのこの農地を耕作して守っていただくということになると思いますので、担い手の方が農業用機械を購入されたり、それから、あるいは作業の省力化ということで雑草を防ぐための防草シートですね。そういうものをご購入する。そういうための原資として積み立てていただくというか、そういう使い方をしていただければありがたいかなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議長（酒元法子）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（酒元法子）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号から議案第38号までの33件については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第38号までの33件については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長（酒元法子）

日程第36、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、明日から10日までの5日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、明日から10日までの5日間を休会とすることに決定しました。

次会は、3月11日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（酒元法子）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 (午前 1 1 時 5 4 分)

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (酒元法子)

ただいまの出席議員数は14人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (酒元法子)

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっていますので、よろしく願いいたします。また、質問の回数は質疑と同様に原則として一つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

1番 吉田議員。

1番 (吉田義法)

おはようございます。

前回、12月定例会議の一般質問を行う際、冒頭で大相撲に例えて話をさせていただきました。今回も同じく大相撲で例えて話をさせていただきます。

大相撲において絶大なる力を誇った横綱でも、年齢やけがにより気力や体力が衰え、引退をしてきました。最近の横綱の引退間際は、何場所も続けての休場が目立ち、決して見やすいものではありません。現在の横綱の白鵬は、体調が万全ならば優勝ができる力があると思いますが、年齢は36歳、もう一人の横綱、鶴竜においても35歳で、晩年を迎えております。それぞれ3場所、そして4場所連続休場中であります。

その点、昭和の大横綱、大鵬は、引退する2場所前に優勝、1場所前は12勝を上げております。また、千代の富士においては、引退する3場所前優勝、引退する場所となった3日目に2敗を屈し、その2時間後に、わずか2時間後に会見を行い、きっぱりと引退を表明しております。この姿こそが本当の大横

綱であると考えます。

持木町長におかれましても、年齢は65歳。ほかの自治体では新人として立候補する方もいる年齢であります。今期限りでの引退の決断を下されたこと、まだ余力を残されての引退表明は、まさに大横綱の決断であります。このことに心より敬意を表します。今回も大横綱の胸を借りまして質問をぶつけますので、しっかりと受け止めていただきたいと思います。

それでは、通告のとおり2点質問をします。

最初に、町長・町議会選挙の選挙運動費用公費負担と選挙公報発行及び政見放送について質問をいたします。

町長・町議会選挙において、公費で負担している主な選挙運動費用にはどのようなものがありますか。また、今回の町長選挙より新たに公費負担することになった選挙運動費用はありますか。お答えください。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

町が負担する運動経費の公費負担であります。これまで選挙運動用通常はがきの交付や差し出しに係る費用について、町議会議員選挙では800枚、町長選挙では2,500枚までが公費負担となっておりました。

令和2年に、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として、公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、今回の町長選挙から、これまでの選挙運動用通常はがきに加え、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る経費につきまして、算定方法や限度額に基準がありますが公費負担となったということですので、よろしく申し上げます。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

公職選挙法では、お金のかからない選挙制度の実現とともに、候補者の選挙運動に関わる経費の負担をできるだけ軽減することにより、立候補者の機会均

等を図る手段として選挙公営制度が設けられており、それに従い、能登町においても選挙運動費用の一部を公費で負担していることが説明でよく理解できました。今の事柄は、主に立候補する者にとっては有益なことでありました。

では、平成28年に作成されました能登町投票区再編計画には、町長・町議会議員選挙の際、選挙公報を発行できるよう検討するとありますが、検討した結果はどのようになりましたか。

また、選挙公報は発行されていないようですが、なぜ発行できなかったのでしょうか。選挙公報は、全候補者の顔写真、氏名、経歴、政見などが記載された文章で、公費により発行、有権者への配布がなされるものです。立候補者のみならず、有権者にとっては投票する際の必要な情報が載っており、発行すべきものと考えます。答弁をお願いいたします。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、公職選挙法では、国政選挙や都道府県知事選挙では義務づけられておりますが、都道府県議会の議員、市町村の議会の議員または市町村長の選挙は、条例で定めることにより選挙公報を発行することができるというふうにされております。

能登町投票区再編計画では、町選挙管理委員会が策定した計画で、委員会内では、選挙公報の発行について検討したが、選挙公報の発行についての結論が出ていないとのことでもあります。

選挙公報の発行につきましては、公平、公正な選挙事務を執行する町選挙管理委員会の検討結果を尊重したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

町長・町議会議員選挙の期間は5日間と短いですが、投票日の一月ほど前に立候補予定者説明会が開催されております。また、立候補届出書類等事前審査会も行われていることから、告示日の翌日、遅くとも投票日の3日前までには配布できるのではないかと考えます。実際に発行、配布を行っている自治体もあります。我々議員も選挙公報を発行する方向で協議する必要があるのではな

いかと考えます。議長より協議する場を設けていただきたいというふうに思います。

また、選挙公報と同じ観点から、町有線テレビで政見放送やテロップで候補者の情報掲載ができれば、候補者はもとより有権者にとっても有益であると考えます。政見放送については法律上の問題があると思いますが、町の見解をお聞かせください。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、町有線テレビを活用した政見放送についてであります。公職選挙法では、政見放送ができる場合が定められております。公職選挙法の規定では、国政選挙と知事選挙がその対象となっており、市町村の議会の議員または市町村長の選挙については、政見放送はできないこととなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、町有線テレビでの候補者の情報提供についてであります。公職選挙法第151条の3により、放送法の規定に従い、選挙に関する放送は認めておりますが、選挙の公正を害してはならないとし、同法第151条の5により選挙運動のために放送することはできないとなっております。

そのため、どのような候補者の情報をどのように放送するか慎重に検討する必要がありますし、能登町ケーブルネットワーク条例に定める放送業務の範囲でなければなりません。

いずれにしても、町の有線テレビ事業として公平性、中立性を確保する必要があります。公平、公正な選挙事務を執行する町選挙管理委員会から提案があれば検討したいというふうに考えております。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

政見放送については、法律上難しいようですが、近年は若年層の政治、選挙の関心が薄れていることが指摘されています。当町では、町域が広範囲のため立候補者の政策や主張が分かりにくいとの声も上がっております。

また、選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法の改正が行われたことから、有権者が候補者の政策を公平に比較し、投票が行われる環境を整える

べきだと考えます。町でできることは全て行い、高校生であっても投票する際、自分の意思で候補者を選ぶことができるような環境をつくっていただきたいと考えます。

次の質問に移ります。

人材育成、とりわけ新規採用職員の育成に関わることについて質問します。

人材育成は、個人の能力向上のみならず全体の組織力を上げることに繋がります。早期育成による戦力化と計画的な中長期育成が必要だと考えます。

ここ数年、若い職員の退職を耳にすることがあります。過去5年間の新規採用者の職種内訳並びに離職者数はどのくらいか。また、全国、近隣市町と比較した離職率はどの程度か。主な離職理由は何か。離職する原因は町側になかったのか。以上について答弁をお願いします。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、まず、過去5年の新規採用者の職種別の内訳ですが、平成28年度から令和2年度までで、行政事務23名、学芸員2名、保健師2名、保育士8名、技能労務職6名の計41名の採用となっております。

その41名のうち、これまで離職した職員ですが、職種別で申し上げますと個人が特定されることもあり得ますので合計でお答えさせていただきたいと思えます。合計で5名の方が自己都合を理由に離職されており、5年間の採用に対する離職率は約12.2%となっております。

全国や近隣市町村の過去5年の採用職員に対する離職率は公表されていませんので、比較についてはお答えすることができないということでもあります。

参考としまして、当町の平成31年度以前の過去5年間の普通会計全職員を分母に、過去5年間の自己都合退職者を分子とした平均離職率は0.9%であります。

離職理由は、先ほども申し上げましたが5名とも結婚や転職など自己都合での届けが提出されているということで、ご理解いただきたいと思えます。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

離職理由は自己都合など本人の問題である場合が大方の理由かもしれませんが、私は、多少なりとも町側にも原因があったのではないかと考えております。また、公務員の離職率は当然ほかの業種に比べて低いと思いますし、町内のどの事業所よりも低いと思います。

しかし、それはほかの業種に比べると待遇がよく、町内においては役場は大企業であります。そう考えると、新規採用から5年間での離職率、先ほど説明がありましたけれども約12.2%であると。このことは高いと思います。離職率が高いと思います。決して低いとは思えません。

まず、新規採用者は初任者研修などの研修を受けますが、その日数や内容についてお答えください。また、問題点や課題点についてもありましたらお答えください。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、初任者に対する研修としましては、石川県市町村職員研修所が主催するものと、当町が主催する初任者研修の2つとなっております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

赤阪総務課長。

総務課長（赤阪浩幸）

それでは、今ほど町長が申し上げました初任者が参加しています研修の2つについてご説明いたします。

1つ目の石川県市町村職員研修所が主催する初任者研修は、県内の市町職員が一つの会場で受講する研修であります。これは4日間の日程で、公務員倫理やハラスメント、地方財務や地方自治、そして接遇などの研修を行っております。特に4日間の全日程のうち丸1日を接遇研修としており、社会人、そして公務員としてのマナーを身につける内容となっております。

2つ目の当町が主催する初任者研修については、町の創生総合戦略や財政状況、服務規律や個人情報の取扱いなど、先ほどの石川県市町村職員研修所が主催する研修を補完するものとして、当町での実務に関する内容が主なものとな

っております。

また課題点ですが、社会人、公務員となったばかりの人材にとって難しい専門用語が並ぶことがあるということが挙げられますが、そこは講師となる職員にも分かりやすく説明するように指導しております。その点では、先輩職員も人前で説明するスキルが身につくということで、よい機会というふうに考えております。

また、新採職員は必ず、それぞれの所属の先輩職員に分からないことは何でも聞くようにというふうに、研修内容もさることながら、最も大切なのはお互いのコミュニケーションであるということを伝えております。

議長（酒元法子）

1 番 吉田議員。

1 番（吉田義法）

例年、町の初任者研修は4月の中旬に実施されているようですが、私は、それでは遅いのではないかなというふうに思います。できれば第1週に行うべきではないかと考えます。

また、県主催で自治体新規採用職員を対象にした初任者研修も実施されていますが、資料をいただいたところによりますと、去年は開催したかどうか分かりませんが7月の初旬の予定で、一去年は5月の下旬に開催されているようです。ここでは公務員としての心構えから、先ほど説明がありました接遇まで幅広く、講師にはプロの方が来られているようで、充実した内容であると見受けられます。

町の研修は、県の研修内容と重ならないように配慮されており、町の服務規律や財政状況など、主に内情について説明がされていると認識しております。

どちらの研修も必要な研修であります。たとえ内容が重なったとしても、接遇や実務的な内容を取り入れて、できるだけ早い時期に町の研修を実施すべきだと考えます。その際は、年度始めで忙しい時期でもありますし、指導する職員はそれぞれの業務も抱えており、さらに忙しくなるかもしれませんが、早期の人材育成は全体の戦力アップにつながりますので、優しく、そして厳しく丁寧に指導していただきたいというふうに考えます。

最後の質問として、離職者があることに対して、本人に問題がある場合も含めて、優秀な人材を離職させてしまった。町職員としては不向きな者を採用し、結果的に離職した。採用試験で不合格とした方の中にも優秀な人材がいたかもしれない。これらのことを踏まえ、採用責任についての考えをお聞かせください。

また、新規採用者については、採用当初に限らず、特に6か月間の条件付採用期間内に定期的な研修やケアを行い、不安感や孤立感の解消を図るべきだと考えます。このことについても答弁をお願いします。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、離職者も含め、採用された職員の方は、当町の職員としての採用を希望し、選考試験を突破された人材であります。競争試験という実際の勤務環境とは異なった時間的に限られた選考による採用ですので、実際の勤務環境での職務遂行能力を確認する必要があるというふうに思っております。このことから6か月間という条件付採用期間の設置が地方公務員法で定められており、競争試験という短期間での採用行為に関する担保が確保されているということでもあります。

議員がおっしゃるとおり、条件付採用期間中、そして正式採用後もしばらくの間は、期待と不安を抱いて新しい環境にチャレンジしている職員については、先輩からの声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的に取りながら不安感や孤立感などに対するケアを図り、地方自治を担う未来ある職員を大切に育成し、さらなる組織力の向上を図っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

1番 吉田議員。

1番（吉田義法）

採用された職員の方には、できるだけ辞めないで続けていただきたいなど。自分が採用されている反面、採用されなかった方もおいでるということをしつかりと心に留めておいていただきたいなど。そして、町のほうもしっかり育成していただきたいなどというふうに思います。

新規採用職員の育成について質問しましたが、勉強しなければならないのは新規採用職員だけではありません。育成に当たり、やはり先に勤めている者がお手本とならなければなりません。町長を筆頭に、幹部職員の皆さんも日々努力しなければなりません。

私は一番向こうの右の席ですね。ですから、左の席の方々、後ろの席の諸先輩方をお手本として日々学んでおります。将来、私の右に座る方が来たときに

は、多少なりとも手本となれるよう日々精進していかなければならないと考えております。

最後に、持木町長におかれましては、この任期をもってご勇退されます。職員の皆さんにおかれましても、今年度で定年を迎え、退職をされる方がいます。長く町長として、公務員として務められてきた誇りとプライドを持ち、私たち残る者、そして町民の皆さんの手本となり、能登町の応援団として第二の人生を歩んでいただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

議長（酒元法子）

以上で、1番 吉田議員の一般質問を終わります。

それでは次に、3番 馬場議員。

3番（馬場等）

それでは、通告に従い一般質問を始めます。

東日本大震災から今日で10年がたちました。私にとっても2011年は忘れられない年です。その2011年3月11日、その日のことについて少しだけお話しさせていただきます。

2011年の1月に、私は33年勤めた会社を退職しました。3月10日から13日、3泊4日の予定で妻と2人で観光を兼ねながら、自衛隊員である長男の半年間の教育期間が終わり、その卒業式に参加するため旅行に出かけました。

2日目となる3月11日、朝早く、大坂から車で学校のある福岡県久留米市に向かって高速道路を走っていました。もう少しで山口県を抜け九州に入ろうとしていたとき、突然カーラジオから東北地方に大きな地震が発生したと放送が流れました。すぐに次のパーキングに入り、テレビを見ると、三陸海岸に10メートル近い信じられないような高さの津波警報と、すぐに高台に避難してくださいと何度も何度も繰り返すアナウンサーの必死な呼びかけが映っていました。

これは大変なことになったなと思いながらも何とか夕方6時過ぎに久留米市の宿に着き、すぐにテレビをつけると、暗い海に真っ赤な火が帯状に燃え上がって、とても現実には起こっていることとは思えませんでした。こんな状態では明日の卒業式はどうなるだろうと心配でしたが、翌12日、卒業式だけは行うということで、大幅に短縮されたものの無事終了しました。

長男は、終了後すぐに福島県の飯館村に派遣されることになり、移動してきました。私たちは、もはや観光気分ではなくなり、翌朝早く宿を出て帰路につきました。帰り道の高速道路は、九州、四国、各県名の入った給水車、消防

車、特殊作業車、自治体の車などが次々と合流してきました。また、サービスエリアでは自衛隊員やその車両が集まっていました。そして、ふと思いました。何もない日常のありがたさと、自分に何ができるか。それを考えながら帰ってきたのを今でもはっきりと覚えています。

東日本大震災による死者、行方不明者は約1万8,000人に達し、関連死も含めると2万2,000人になると言われています。改めて、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

たくさんの犠牲者が出た中で、もしかしたら救えた命だったかもしれないと思ったのが、宮城県石巻市の大川小学校の事例です。児童74人と先生10人が犠牲となりました。

地震発生から津波が襲ってくるまで51分の時間がありました。その大部分の時間、子供たちは学校の校庭に集められ、待機していたそうです。学校前にはスクールバスが待機し、学校の裏山へ避難しようと思えば、緩い斜面をたどれば低学年でも5分もあれば安全な高さへ避難することができたと言われてい

ます。なぜ、その行動が取れなかったか。つまり学校が子供の命を守れなかったのか。その事実は大変重いものだと思います。この事例については、父兄が市、学校相手に訴訟を起こしました。

そして、2019年10月に石巻市や学校の事前防災の不備を認めた仙台高裁判決が出ました。この判決を踏まえ、文部科学省が全国の教育委員会に危機管理マニュアルの見直しを求めました。共同通信のアンケートによると、大川小学校の津波避難訴訟確定判決を機に強化された学校防災水準を達成したのは、全国の市区町村の45%にとどまり、石川県では能登町を含む9自治体がこの水準を達成しているとなっております。

では、質問に入ります。この大川小学校の津波避難訴訟確定判決を機に強化された学校防災水準について、具体的に説明してください。

議長（酒元法子）

中口教育長。

教育長（中口憲治）

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

学校防災の水準達成については、大川小津波訴訟判決を踏まえ、これまでの学校防災体制及び防災教育が適切であったかを振り返り、点検し、次の対策につなげていくという観点から、学校安全計画や危機管理マニュアル、学校、家庭、地域、関係機関等との連携、協働の体制等の見直しについて全国の教育委

員会に通知されております。その中で、教職員に対しては、防災教育や避難訓練の重要性を再認識し、児童生徒の命を守るため、想定等を超える災害が発生することに備えた検討を行い、適切な対応を行うように示されています。

小中学校における具体的な学校防災については、局長より答弁させていただきます。

議長（酒元法子）

大庭教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（大庭毅）

それでは、私のほうからご説明いたします。

小学校、中学校における学校防災については、地震、津波、土砂災害、河川氾濫による水害など地域防災計画で定める災害を想定し、地域防災計画から逸脱しない対策を講ずることになっております。当町においては、それぞれの学校が既に計画を策定し、児童生徒の安全を確保するため、毎年度見直しの更新を行い、運用しております。

小学校、中学校における防災教育については、防犯を含む生活安全や交通安全などととも、安全教育の中の一つとして位置づけられており、様々な災害等の危険に際して自他の生命を守り抜くための教育を実施しております。どの学校も取り組んでいるものとしたしまして、避難訓練があり、火災、地震や津波、弾道ミサイルなど、毎年、計画的に実施しております。それぞれの避難訓練では、学級担任による事前、事後の指導や、学校長による講話、消防署など関係機関の講評等、児童生徒の発達段階に応じて命を守るための教育を行っております。

その他に、集団下校指導、能登町総合防災訓練への参加、県民一斉防災訓練（シェイクアウトいしかわ）による地震発生時の避難行動、津波や土砂災害のハザードマップの確認や、保護者への緊急連絡メールの整備、万が一の事態に備えました訓練や防災に対する心構え等を指導いたしております。

これを踏まえ、総合的に判断して、求められる水準をおおむね達成するいたしました。

以上でございます。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

今回の防災の着眼点というか、自分は、子供たちの防災教育というよりも、管理する側の教職員の防災意識、防災レベル、そこら辺が問われていると思います。

今回の大川小学校の悲劇はなぜ起こったか。教頭をはじめ先生が11人も居ながら、なぜスクールバスに乗せて安全な高台や裏山へ逃げる判断ができなかったか。その要因の一つとして、県、市がつくった津波ハザードマップでは、大川小学校は浸水しないことになっており、さらにそこは避難所に指定されておりました。つまり想定外のことが起こったのです。

しかし、学校が児童の命を守れず74人の命が失われたというのは、これも事実です。私は、大川小学校のこの教訓は、想定にとらわれないことだと思います。学校などの現場では、マニュアルどおり行うことが優先されますが、結果として今回のように子供の命が守れなかったということは、学校は間違った行動を取ったということになると思います。

大川小学校の津波避難訴訟確定判決を機に強化された学校防災の水準とは、私は想定外に対応する水準だと思います。先ほど教育長も述べたように、学校現場にハザードマップを超える災害の備え、複数の避難場所の確保を求めたり、校長ら教職員には地域住民よりはるかに高い防災知識の習得を求めています。想定外のことがあっても、学校は子供の命を守るということだと思います。

参考までにお尋ねいたします。能登町の校長をはじめ教職員の方で、防災士の資格を持っている人は何人ですか。小学校で何人、中学校で何人で結構です。お答えください。

議長（酒元法子）

大庭教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（大庭毅）

小学校は、松波小学校2人、中学校は、能都中学校2人、松波中学校2人の合計4人です。

以上です。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

教職員の数は、もっとたくさんおられると思います。子供たちを守る安全な学校環境、管理環境のためには、せめて防災士の資格は先生が持っていただく

ということは必要かなと思います。ぜひ考えて、そういうふうな方向でお願いいたします。

もう少し大川小学校の話をする、大川小学校の教職員が裏山を目指さなかった理由として、裏山の地盤が弱かったこと、さらに裏山への避難経路と避難場所の整備がなされていなかったことがあると言われております。万が一、裏山への避難の最中に子供たちにけがをさせたときのことも考えてしまったのかもしれませんが。もし裏山への避難経路と避難場所の整備がしっかりとなされていたならば、迷わずに裏山に逃げて、このような悲劇が起きなかったと思います。

今回、共同通信のアンケートで、能登町は避難経路や避難場所を改修する際の予算の獲得が難しいとなっていました。能登町の小学校、中学校において避難経路や避難場所については整備されているとの確認が取れたので、次の質問は省きますが、整備されてから時間がたっていると思います。例えば、自分の地元の鶴川小学校は、現校舎が中学校の時代につくった裏山へ上がる避難路なので、階段の高さが小学校、例えば1年生に適していません。もし小学校1年生がその階段を使って上まで上がるのを待っていたら、小学校6年生が階段に上がるまでに約10分かかるそうです。そういうことも含めて、もう一度、実際に避難路、避難場所が使えるかを町はしっかりと検証してください。先生方が安心して子供たちを守れるように、避難路、避難維持の管理をしてほしいと思います。

次の質問に移ります。

災害時の避難や救助などについて知識と技能を持った防災士は、2020年で20万人を超えたと新聞に載っていました。今年の1月時点で、石川県では7,174人、そのうち女性は本年度末には4分の1の1,960人になる見込みだそうです。能登町はどうかというと、本年度末の見込みで333人、そのうち女性は3分の1の99人となって、県平均よりも高い比率です。

東日本大震災の教訓を踏まえ、避難所運営らにおける女性目線の必要性が高まっています。そんな中、国は、自治体が災害に備えて地域防災計画をつくる際に設けている地方防災会議で女性委員の比率を2020年の目標として30%を掲げております。しかし、能登町では30%どころか13人いる委員の中に一人の女性委員もいません。なぜなのか、お答えください。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは馬場議員の質問に答弁させていただきますけれども、当町の防災会議の委員には、能登町防災会議条例に基づきまして、防災関係機関の長のほか、副町長、教育長に防災会議委員の任命をしております。

現在、当町の防災会議委員には女性の方がいないのが現状であります。理由としましては、各関係機関の長には女性の方がいなく、男性の方であるため、能登町防災会議の委員には女性がいけないものというふうになっております。

当町といたしましても、防災関係機関からの委員の推薦には女性の推薦も含め防災にふさわしい方の推薦をしていただけるように働きかけを行っていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

東日本大震災では、着替えや授乳の場所がないなど、女性への配慮に欠けた避難所があったとの反省もあります。地域防災計画を作成する時点で女性の意見を入れることは絶対に必要です。

能登町防災会議条例によると、町長が委員を任命及び指名するとなっております。任命するほうは、今町長がおっしゃられたとおりですけれども、町長がその部内の職員のうちから指名することができるはずで、それも条例に書いてあります。役職にこだわらず、防災対応能力を備えた女性をぜひ委員に指名してほしいと思っております。指名する予定はありますか。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

今の答弁させていただきますけれども、指定避難所等の運営には、やはり女性の視点が欠かせないと思っておりますが、今後そのメンバーに女性を入れる予定はあるのかというご質問であります。女性の方が避難所等で運営、生活をしていく上では、着替えや授乳など安心して行えるスペースの確保、トイレや浴室等の衛生の確保、また安全の保障がされた避難所の環境整備など、女性の視点が重要になるものと思っております。

当町の防災会議の委員におきましても、国が令和2年12月25日に閣議決定をいたしました第5次男女共同参画基本計画では、防災・復興における男女共同参画の推進において、女性の視点を取り入れた取組が反映されることが重要で

あると示しております。市町村防災会議の委員に占める女性の割合の2025年目標としまして、女性委員が登用されていない組織数がゼロ、そして委員に占める女性の割合が早期の目標で15%、さらに30%を目指すとなっておりますので、基本計画に従いまして女性委員を選任できればというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

前向きな回答だと思います。何回も言いますが、例えば徳島県なんかは3割を超えております。役職にこだわらず、防災対応能力を備えた女性を積極的に委員に指名しております。そういうことで能登町もあってほしいと思います。

次の質問に移ります。

コロナ禍での指定避難所内での、まずは情報環境の整備についてです。この質問も今回で3回目になります。

前回の答弁では、柳田地区と小木地区を除く内浦地区については、小学校、中学校の体育館及び保育所の遊戯室等に音声告知放送、テレビ放送及びWi-Fi接続を含むインターネット環境基盤の整備が完了していて、残りの小木地区については今年度中の完了を予定しており、能都地区は来年度に事業を実施する計画との返答でした。

改めて進捗状況及び計画についてお聞かせください。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

整備が進む避難所の情報提供環境基盤整備計画のうち、未整備であります小木地区及び能都地区などにおける整備計画についてのご質問ですが、整備計画によりまして現在進行中ということでご理解いただきたいと思っております。整備総数は、指定避難場所全42か所で、これまでに平成30年度においては柳田地区6か所、令和元年度においては柳田地区3か所、内浦地区3か所の6か所、そして令和2年度は能都地区1か所、内浦地区9か所、計10か所の整備を計画しており、今年度末においては全42か所中22か所の整備が完了す

る予定としております。

小木地区におきましては、今年度中の整備完了予定としております。残る20か所につきましては、全て能都地区ということではありますが、能都地区の整備については、令和3年度において整備する計画としておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

情報環境の整備によって、文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想によって能登町の小中学校の生徒たちは1人1台の学習用パソコンが与えられていると思います。能登町の指定避難所になっている全ての小学校、中学校の体育館など情報環境を整えば、万が一、災害が起き、避難所にいるときでも子供たちに配付することにより子供たちと連絡がつき、安全確認はもとより健康確認や簡単な動画を使った教材なども提供できると思います。ぜひ早急に情報環境の整備をお願いいたします。

次に、指定避難所内の居住環境についてお尋ねいたします。

2019年11月から2020年にかけて行われた共同通信の自治体アンケートでは、市町村の95%は改善が必要だと答えています。石川県でも津幡町を除く18市町がそう答えています。その中で、能登町と七尾市は特に感染症対策の必要性を挙げています。

そこでお聞きします。コロナ禍での避難所運営については、既にマニュアルができていると思います。能登町が挙げている感染症対策のためには、床に毛布を敷いただけでは感染防止にはならないと思います。段ボールによるパーティションとともに、避難者全員の段ボールベッドを用意すべきだと思いますが、いかがですか。お答えください。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、当町では、防災備蓄の基本的な方針を示すため、能登町防災備蓄計画を平成24年8月に策定し、それに基づき物資の備蓄を行ってきました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして避難所開設における

感染症防止が必要となったことなど、避難所の運用形態等が変化していることを踏まえまして、今年度、能登町防災備蓄計画の改定を行い、その対応を図ることとしております。

現在、当町では、備蓄計画に従いまして、組立て式の間仕切り、パーティション、室内用簡易テント及び防災マット等の備蓄を考えており、避難所の居住環境を確保する計画としており、段ボールベッドは備蓄の計画にはございません。

しかしながら、簡易ベッドは、床から一定の距離を保つことで床からのほこりの吸い込みを低減して感染予防が期待できることや、エコノミークラス症候群の予防の観点などから、避難所・避難生活学会などで長期避難所での導入を推奨しております。また、段ボールベッドの特徴としましては、コストが安い、短時間で大量生産ができる、備蓄が不要などのような特性があります。各自自治体にとっても、備蓄が要らず必要な数量を数日で何床でもつくれるメリットは非常に大きく、防災協定の締結の決め手となっております。

当町におきましては、長期の避難所生活を要する場合には段ボールベッドが必要となることも想定しており、その際には町と災害時における支援協力に関する協定を締結しています民間会社へ物資協力要請の下、迅速に段ボールベッドを供給できる体制としておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っています。

議長（酒元法子）

3番 馬場議員。

3番（馬場等）

ありがとうございます。今お話を聞いて、少し安心しました。

まだコロナ感染症地方創生臨時交付金なども今回の避難所の備品なんかにも使っていただけると思いますから、ぜひその際は女性目線で備品も用意していただきたいと思います。ぜひ考えてください。

最後に、ここにお見せしたいものがあります。今回、一般質問を防災、減災に決めたときに、以前、小木中学校の校長先生をされていた小川正さんにお話を聞きに行きました。そのときに、これは防災、減災のバイブルだと紹介されたのが広報のと2011年11月号です。表紙には「命の防波堤」と書かれております。防災特集で、25ページにわたり、分かりやすくいろいろな角度から災害の備えについて書かれております。私はこれを見て、この特集の完成度といい、編集者の熱い思いといい、すばらしい特集だと思います。

表紙をめくると、波穏やかな九十九湾が北アルプスの写真をバックに次のよ

うに書かれておりますので、ちょっと読ませていただきます。「海に囲まれた能登半島。その自然は「能登の里山里海」として世界農業遺産に登録されるほどの豊かさを持つ。波穏やかな富山湾に面する能登町の海岸線は、約48kmに及ぶ。私たちは、海と向き合い、海の恵みに感謝して生きてきた。しかし、自然は時として猛威を振るう。地震、津波、台風、豪雨、土砂崩れ一。さまざまな自然災害が日本列島を襲っている。3月11日以降、日本は変わった。「自分は大丈夫」「能登に津波は来ない」一はもう通じないのだ。「想定外」を生き抜くために、できることは「備える」ことしかない。私たちは今こそ、「防災」について真剣に考えなければならない」と書かれております。

防災特集の内容は、テーマ別の構成になっております。テーマは、「能登は安全か」「津波を知る」「東日本大震災に学ぶ」「その時、三陸沿岸で何が起きたのか」「釜石の奇跡」「防災を日常に」「地域を守るのは、地域」「原点は地域の絆」「命を守る使命」「自治体の使命」に分けて解説してあります。

私は、この特集を読めば防災、減災に対する考え方、備え方などが分かると思います。できればこの特集記事を何らかの形でもう一度、能登町の全世帯に配布できればと思います。ぜひご検討ください。

この特集の中で出てくる言葉で、心に響く言葉が2つあります。一つは「命の防波堤」、そしてもう一つは「心の防波堤」です。

今日で東日本大震災から10年がたち、現在、私たちの命を守る災害に対する心の防波堤は崩れかけていないでしょうか。もう一度、最後に、この特集号の編集後記を引用して、終わりにいたします。

「2009年3月の能登半島地震。あれだけ大きく揺れながらも、自分は「津波が来る」とはまったく思わなかった。あの地震の震源が富山湾なら、自分の命も家族の命も守れなかったかもしれない。災害の記憶は風化する。それでも備え続けるためには「防災を文化」にするしかない。日常生活、地域や学校行事で当たり前前に防災に取り組む。そんな町が、本当の「安心して暮らせる町」なのかもしれない。誰かではなく自分が、そしてみんなで、最初の一步を踏み出そう」と書かれておりました。

この文章のとおり、災害の記憶は風化しつつあるように思います。東日本大震災から10年、これを機に、もう一度心の防波堤高く積み上げ、災害に備えなければならないと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、3番 馬場議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。再開は11時20分からといたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。（午前11時08分）

再 開

議長（酒元法子）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時20分再開）

先ほどマスクの話が出ました。登壇される方の個人のお意思にお任せするということですので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、4番 田端議員。

4番（田端雄市）

公明党の田端雄市でございます。

今回は、ワクチンの接種体制を問うということで質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。また、罹患され今なお病に苦しんでおられる方々に心からお見舞い申し上げます。

この感染症の収束の鍵は、今後始まるワクチン接種であります。先日、当町として町ワクチン接種対策本部を立ち上げ、職員一丸となって本事業に取り組む姿勢を示したことは、大変に評価するところであります。

我が公明党も、全国民に関わる一大プロジェクトとして対策本部を設置し、全国自治体の情報を交換しながら、国民の安全・安心のため円滑に事業が進むことを期しているところでございます。

そこで、本事業であるワクチン接種体制について議論を進め、町民にその理解を促し、安心して接種を受けていただくよう願って、質問を行います。

まず、今回のワクチン接種の有効性と安全性をまとめてみたいと思います。

1番目、2月24日現在の世界のワクチン接種状況は、80を超える国と地域で合計2億1,617万回の接種が行われました。これによる接種の情報が徐々に公開されつつあり、安全性の評価が定着しつつあります。

2つ目、日本の現状はどうかといいますと、この効果に人種差が想定されたことにより、日本人を対象としての臨床試験を重視したことから遅れましたが、ファイザー製が2月14日に承認され、医療従事者に先行接種が始まったとこ

るであります。

また、ワクチンの供給量については、ファイザー社のほか、アストラゼネカ社など3社との契約で、3億1,400万回、1億5,700万人を2回接種、その量が確保されているところであります。状況は、少し入荷が遅れているようではありますが、4月下旬以降には入荷数も多くなると見込まれております。

なお、接種回数を1回にすれば多くの人に接種できるとの考えも出ておりますが、少なくともファイザー社については2回接種で薬事承認されておりましたが、厚生省はこの2回接種を堅持しているところであります。

医療従事者の先行接種が始まりましたが、ここに来て医療従事者の接種希望者が100万人も増加したとの河野大臣の報告は、安全性の評価が高まってきた証左と言えます。

3番目に、コロナ発症予防効果については、2回接種で95%の発症予防効果が予想され、通常、私たちが打つインフルエンザワクチンが40%から60%であることを比較すると、極めて有効であるとの評価が専門家からなされております。

4番目に、心配される副反応につきましては、先行して接種する医療従事者、その2万人を追跡調査し、情報を公開することとなっており、今後、安全性により精度の高いものが出てくるものと思われれます。また、接種会場においても15分から30分の一定時間の様子見を設け、万一の場合は医師や看護師が必要な対応を行うこととなっております。国内治験では、ほとんどの副反応が軽度または中度であり、接種後数日で治まっております。マスコミの報道のアナフィラキシー（急性アレルギー反応）は、ごくまれで、100万回に5回程度との報告であります。さらに昨年8月、新しいワクチンの接種ということで、予防接種法を改正し、万が一の健康被害については医療費や障害年金などの給付を行うこととなっております。

以上、コロナワクチンの有効性と安全性を紹介いたしました。

執行部、あえて言えば対策本部になるかと思いますが、これについて補足等があればつけ加えていただきたいと思います。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員の質問に答弁させていただきますが、議員のおっしゃるとおり、既に世界各国で住民を対象としてワクチン接種が行われており、その後の経過につきましても報道がなされております。臨床試験を重視している日

本国内においても、一部の医療従事者を対象に接種が始まっており、医療従事者への接種は接種後の追跡調査がなされることから、諸外国のデータに加え、日本国内でのより精度の高いデータが収集され、改めてワクチン接種による高い発症予防効果、そして低い副反応が広く認識されることを期待しているところでもあります。

今回のワクチン接種では、国からの安定かつ継続的な供給が重要であり、能登町の今後のワクチン接種の進み具合に大きく影響することから、特に注目しているところでもあります。町といたしましては、国から供給されるワクチン量を見据え、ワクチン接種を希望する町民の皆様に円滑に接種できるよう全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

ワクチンの有効性、安全性を確認した上で、接種体制について、またさらに確認をしていきたいと思っております。

ワクチンの接種方法は、個別接種と集団接種がありますが、このたび病院をはじめクリニックや診療所の医師の方々のご協力を得て、全町挙げて個別接種の体制を取ることができたことに対し、ご協力くださる医療関係者に大変に感謝するものであります。対策本部の発表によれば、個別接種を基本に進め、状況を見て集団接種も行うものと理解しております。

この接種方法については、神奈川県川崎市の実施訓練の集団接種や東京都練馬区の個別接種が先進事例としてあります。この中で、川崎市の集団接種では医師3人、看護師5人、スタッフ16人の計24人の体制で1時間当たり30人の接種を行ったということでした。そこでの問題点として、予診票の確認や作成に時間がかかったということが挙げられておりました。その点、かかりつけ医ならば、長年診察してきた患者さんという意味からスムーズに進めることができるのではないかと考えております。また、基礎疾患についても、問診で一から聞き取りすることを考えると、安心して接種に応じられるのではないかと考えるものであります。

ここで、個別接種を前提に考えて、幾つか疑問が浮かびますので、それについてお答えをいただきたいと思っております。5点挙げてみたいと思っておりますので、5点について言いますので、それについて後で答弁をお願いしたいと思います。

1番目、接種場所が原則、住民票のある自治体で接種をするということになっております。かかりつけ医を接種場所として前提にしますと、町外の病院が

かかりつけ医である場合、先ほどの予診がスムーズに行かなくなるのではないかと。こうした場合、こうした患者さんのデータやカルテのやり取りをして、予診がスムーズに行くよう広域の医師会との調整はできないか。その検討をしたらどうかというふうに思います。この場合の患者さんの接種場所は、当然、宇出津病院と考えますが、また、かかりつけ医を前提とした接種方法については、かかりつけ医を持たない若者などについては別途に考慮することも検討していただきたいと思います。

2番目に、接種順位について、65歳以上の高齢者がまず医療従事者に続いて接種になります。次に基礎疾患を有する者とありますが、この基礎疾患を有する者の基準が厚労省から示されております。政府発表では、基礎疾患を有することは被接種者が予診票により申し出るとなっております。全ての方が自身の基礎疾患について分かっているのか、ここを私は少し疑問に感じております。町は、この方々を把握されているのでしょうか。もう把握されているとしたら、その対応の仕方がしっかりしてくると思いますが、この点についてはどうでしょうか。把握していないとなれば、どの時点で、誰がそれに該当するのか判断をし、優先順位を決めていくのか。イメージを持てるように説明をお願いしたいと思います。

3番目に、接種は本人の判断に基づく希望によってなされるものであります。義務ではないものとなっております。高齢者施設に人所されている方々の対応のことでございますが、本人の意思確認をどのようにするのか。家族や身内の方がおられない、連絡が取れないなどの場合、これは職員の負担につながっていくおそれがあります。負担軽減の対応も考えていただきたいと思います。

4番目に、今回のワクチン接種率の目標はどのように設定されているのか、お答えいただきたいと思います。一つの地域または社会を免疫の状態にする集団免疫の実現の目安は、65%から70%と言われております。令和2年度のインフルエンザワクチンの接種率がコロナ禍の環境の中で町は無料にしたということもございまして、通常より10%も高く60%程度の方が接種されたようであります。このワクチン接種により、一日も早く力強い経済社会活動を回復させるため、確実に集団免疫の実現を図れる目標を設定し、全町民、心を合わせ取り組んでいきたいと考えますが、いかがでしょうか。

5番目の質問です。コロナワクチン接種、コールセンターを設置するとの発表がありました。この相談窓口、専門的な相談は県で対応するとのことですが、本日お聞きしました質問の以外にも、不明のこと、分からないこと、また、本当に細かいことがまだまだたくさんあると思います。

昨年、私は、コロナ対策事業について県の相談窓口へ問合せをいたしました。そのときの対応がとても心に残っているので紹介をいたします。問合せした案

件がまだ確定していない事業ではありましたが、丁寧な対応で、全体のコロナ対策事業の理解をした上で、その案件に答えていただきました。終えてから、本当に安心感を得られるような思いをしたなど、こんな感じでした。相談窓口はこうあるべきと思い、知り合いの県会議員にもその旨をお伝えいたしました。今回の本町のコールセンターにおいても、コロナ禍の少しすれ違いが出ている今日この頃の中で、爽やかな、町民の思いをすくい上げてくれる最高のスタッフをと要望するものであります。

以上、5点を述べました。このことについてお答えをいただきたいと思いません。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、まず1番目の広域の医師会の調整はできないか、そして2番目の基礎疾患を有している人の把握はできているのかとこのことではありますが、まず、医師会が個人の診療データを管理しているのではなく、個人情報の中でも慎重に取り扱われる情報であり、個々の医療機関が厳重に管理しております。個々の医療機関を結ぶ専用のシステムにつきましては、全ての医療機関に普及しておらず十分活用されていない状況でもあり、医師会の判断がどうであれ、個々の医療機関と文書をもってやり取りする必要が生じることをご理解いただきたいと思えます。

また、当面の能登町での接種方法としましては、まず1つ目に基本型接種施設である宇出津総合病院での集団接種、2つ目にサテライト型接種施設である町内7医療機関での個別接種であります。かかりつけ医が町外医療機関の方や特に通院歴がない方、宇出津病院をかかりつけ医とされている方は、宇出津病院での集団接種が基本となります。

基礎疾患を有する方の接種時期は、高齢者の接種がおおむね終了する頃になろうかと思えます。事前に広報等でお知らせすることになろうかと思えますが、基礎疾患を有することにつきましては、あくまでも自己申告制となっており、町では把握しておりません。そのため、かかりつけ医が町外の場合、あらかじめ、かかりつけ医に自分が基礎疾患に該当するかを確認しておいていただければ、宇出津病院での予診時の時間短縮にもつながるものと考えております。宇出津病院を除く町内の7医療機関をかかりつけ医とされている方は、ご本人の病状などは一番把握されている町内かかりつけ医での個別接種が適切であるというふうに考えております。

3つ目の高齢者施設での意思確認ということですが、従来から各施設ではインフルエンザ等の各種予防接種では、本人の意思確認ができない方は、その方の親族や身元引受人等から確認をいただいておりますので、そのノウハウを活用して確認されるものと承知いたしております。

次に、4番目の今回のワクチン接種率の目標についてであります。国においてもその目標は示されておりませんが、ご質問の中にありました集団免疫の実現目安としての65%から70%以上となるよう目指して取り組んでいきたいと考えております。

最後の5番目の町のコールセンターに最高のスタッフをとということですが、町でも、議員が県の相談窓口で感じられたような安心感が得られるよう、事前研修を通してスタッフに理解を深めてもらい、でき得る限り丁寧に対応できるよう努力していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

今ほどの説明を聞いて、町民の方がみんな、こういう形であれば安心して受けられるなというふうに理解していただければいいなと思うんですが、どうなのかなというふうに思いました。

1番目の医師会の連絡調整は、こんなことはしたくない話だと思うので、なかなか難しい話だと私も思います。それから、もちろん個人のデータですから病院が、医師会がというか、個人の話なんですけれども、病院の仕事の中で医師会が組織としてあるわけですから、医師会を通してという話なのかなということで、こういうふうに質問をしたわけですが、大事なことは、予診をするに当たってできるだけ時間がかからないような形にするためにはどうすればいいのかということを考えていかななくてはいけないと思うんですね。そこら辺のところをもう少しさらに検討をお願いしていただきたいなと思っております。

先日、昨日でしたか、テレビの報道を見ていますと、金沢市なんかでもかなり細かいところまで指示を出しているような報道がなされておりました。例えば接種券を出すときに予診票も一緒に出して予診票を返してもらおうとか、それから注射を打つのに肩がすぐ打てるような服装にしてくれとかいう細かいところまで出して、できるだけ詰めて詰めてそういう時間のロスをなくするというようなところまでやっておりますので、そこら辺は、町としてはどう対応するのかということももう少し細かいところまで検討をお願いしたいと思っております。

それから、基礎疾患の持っている人の把握なんです、これは町としては把

握できていないということですが、これについても私も相談を受けまして、珠洲の病院へ行っているんだけどどうすればいいんだろうという話でございました。これについて、私がこの間、担当の職員の方から聞きましたら、自分が基礎疾患を持っていることになるのかどうかをまず聞いておいてくれということだったので、それはお話ししました。問題は、その後どのようにして接種券が送られてきて予診をしていくのかというところが説明をしっかりともらいたいなというふうに今回は思ったところなんです。本当は心配なところはそこだと思うんですね。

次に接種券をどのようにして、例えばの話ですけれども、65歳未満の人全部に送って、その中から自己申告して基礎疾患があるんですよというところをすくい上げていくのか、それとも何か分からないけれども先に予約票を出してくれとかいうふうにするのか。そこら辺のところが皆さん知りたいところではないかなと思いますので、そこら辺、検討していただいて、もし分かれば早めに安心感を与えていただきたいというふうに思います。

それから、高齢者施設に入所されている方の意思確認でございますけれども、私も実はおばが入所しておりますので、インフルエンザのときには電話が来ます。打ってもいいですかと来るんですね。地元には家族がいないので、遠方におりますから私のところへ来るんでしょうけれども、インフルエンザぐらいなら何年もやってきましたから、ぜひやってくれというふうに言うんですけれども、今回のコロナワクチンについては、そんな簡単に返事できんというふうに私自身が思っています。そういう意味では、それが負担になってくると思うんですね。万が一のことですけれども、安易にそれを進めることによって、万が一、後で話が出ました医療が必要になってしまう場合、またアレルギーになったとかいう場合に、関わった職員が非常に大変な思いをする。そういう意味では、どのようにそういう形の意思確認をできるような体制をするのかというところもちよっと考えていただきたいと思います。通常であれば何ら問題ないわけですけれども、今回は初めての接種ですので、そこら辺まで気を配っていただいて、対応をお願いしたいと思います。

それから、ワクチンの接種率につきましては70%以上を目指すということでございましたので、そういうことで行くなれば、それでしっかり対応していただきたいと思うんですが、先ほどお話ししたとおり、今回、インフルエンザが60%行ったわけですし、また、今回紹介しました東京都練馬区の場合、高齢者の接種目標が65%で設定したというふうに言っておりました。そういう意味では、議会の私らもそうですし、執行部の皆さんも、対策本部をつくったんだから一丸となって接種率をしっかりと上げていこうと。そういう体制。目標の設定というのは、ある意味、低ければ遊ぶ人が出る、高ければ諦めるという

か、そういうところなので非常に難しい設定かも知れませんが、対策本部をつかって全庁一丸となってやるというなら、それをみんなで共有して、達成したときにはみんなで本当によかったなというような目標を設定して確実に達成していく。そういう目標をお願いしたいと思います。

どうかしっかり、対策本部は先日できたばかりですので、これから詰めるところがたくさんあると思いますので、しっかりそこら辺を検討をお願いしたい、このように思います。

それでは、最後の質問を続いてさせていただきます。

今回の事業の流れを概観いたしますと、最も肝要なのは、接種予約をどこまで取ることができるのかにかかっているのではないかと考えています。接種希望予約さえ取れていれば、ワクチン接種円滑化システムも町として導入するというのを聞いておりますので、ワクチンの入荷、それから在庫管理に合わせて、順に進めていけばよいものと考えております。

そこで要望なんですが、1つは、接種予約数の確保をより確実なものとするため、接種を行った人に商品券を発行するなどのインセンティブを検討していただきたいということが1点であります。

2番目に、何より事業の成否を担うところは、行政のトップと、また医療のトップが接種勧奨に対しての声を上げていただくことが町民の心に届くのではないかと考えています。対策本部として要請をしたらいかかかと考えます。対策本部長の副町長に答弁をいただきたいと思います。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

私のほうからは、インセンティブについて商品券の発行ということですが、提案がありますところのコロナワクチンの接種予約数の確保のために商品券を発行ということですが、現段階では商品券を配布することは考えておりません。まずは町民の皆様に集団免疫を高めていただくよう接種率を向上させるため、広報紙や告知放送などを活用し周知していく必要があると思っておりますので、ご理解願いただきたいと思っております。

議長（酒元法子）

下野副町長。

副町長（下野信行）

それでは、2点目の行政と医療のトップからの接種勧奨の声をということに関しましては、対策本部長の私のほうから答弁をさせていただきます。

今後、広報紙やホームページでの広報のほか、町の有線テレビ放送でのお知らせや特別番組の制作等を検討しております。その際には、町長あるいは宇出津総合病院の院長等にも出演をお願いいたしまして、接種率の向上を図っていきたくと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（酒元法子）

4番 田端議員。

4番（田端雄市）

商品券を発行するようなインセンティブは考えていないということなので、それでは2番目の接種勧奨の声をしっかり上げていただいて、町民の心に訴えていただいて、何とか集団免疫が実現できる、そのような形のコロナの事業にさせていただきたいと思っておりますので、一丸となって進めていただきたい、また議員もしっかり頑張ってまいりたい、このように思っておりますので、よろしくご願ひいたします。

以上で質問を終わります。

議長（酒元法子）

以上で、4番 田端議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から開会いたします。（午前11時51分）

再 開

議長（酒元法子）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、10番 河田議員。

10番（河田信彰）

質問に入る前に、本日で東日本大震災後ちょうど10年がたちます。被災地

では復興に向けた工事がいまだ進行中であり、いち早い復興を誰もが望むものであります。と同時に、我々は、この悲惨な震災を決して忘れてはいけない、風化させない、そして教訓として、今後の能登町の防災対策をしっかりと整えていくことが大切だと考えます。

余談ではありますが、毎年9月1日が防災の日となっています。総合防災訓練だけではなく、こうした日を活用して町民一人一人が災害、防災について考える機会を設定するのも行政の役割だと思います。例えば、能登半島地震が発生した3月25日を防災の日と定め、家庭や職場、地域等で災害について話したり、もしものときに備えて防災グッズの準備や点検を行ったり、避難場所の確認を行うなど、それぞれにおける防災力の強化に役立てていくのも一つの方法かと思われまます。

今後の防災対策をこれまで以上に進めていくことをお願い申し上げて、質問に移りたいと思います。

今回で持木町長に質問させていただくのは最後になるかと思ひます。今期限りで勇退されるということで、個人的には大変寂しくありますが、まずは心から敬意と感謝を申し上げ、長い間ご苦勞さまでしたと言ひたいと思ひます。

持木町長は、旧能都町時代を含めますと6期21年余りの長きにわたり町政を担ってこられました。私が議員にならせていただひてからは持木町政のみでありますので、感慨深いものがあります。

振り返ってみますと、新能登町になつてからは旧3町村の地域格差をなくすためインフラの整備や行政サービスの向上、地域に根差した文化や芸術活動の推進など、地域の融和、地域の活性化を強く推し進めてこられました。また一方で、行財政改革を進める中、新庁舎を含めた公共施設の見直しや建て替えを実施するとともに、子育てや能登高校存続への支援、さらには様々な大会の誘致に加え、地域の振興と観光政策を実施するなど、新たなまちづくりを着々と進めてこられたと思ひています。

そこでお聞きしますが、これまでの持木町政を振り返つてみて、率直にどう思っているか。やり残したことや達成できなかったことはあるのか。また、今後重視すべき町の課題をどう捉えているのか。そして、次期町長に期待することはあるかをお聞かせ願ひたい。よろしくお願ひします。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは、河田議員の質問に答弁させていただきます。

全く行政経験がない私が、何とか4期16年の長きにわたって町政を担当させていただきました。この16年間、町政を担当できたことにつきましては、ここにいらっしやいます議会議員の皆様、関係者の皆様、そして何よりも町民の方々のご理解、ご協力のおかげでございます。また、役場職員のおかげと思っております。この場を借りて感謝申し上げたいと思います。

さて、最初に、これまでの町政を振り返り、町政への思いの中で印象に残っていることについて申し上げます。

私は、43歳のとき、歯科医から異業種と知りながらも能都町町長の仕事に入りました。就任当時は、行政用語も分からず懸命に取り組み、紆余曲折を経て、人がいなければ何もできない。いかに能登の人口を増やしていくか。あらゆる手を尽くして、できることは何でもやりたいという強い気持ちの下、町長として取り組んできました。

そんな中、平成の大合併の流れが当町にも押し寄せ、平成15年1月に合併協議会が立ち上げられ、平成17年3月に新町能登町が誕生いたしました。そして、皆さん方のご理解の下、合併協議会の会長であったこともあり、初代町長に就任させていただくこととなり、今日に至っております。

新町での重要な課題は、新庁舎の建設でありました。合併協定では、平成27年度をめどに新庁舎を建設することとし、その間は、旧3庁舎に各課を配置し、分庁舎方式での運営をすることとなっております。その後、住民の利便性向上、事務効率の向上化を図るため、各種諮問委員会を設置し、現庁舎の耐震化もしくは新築移転の場合の位置など、皆さんからの意見を伺い、新庁舎基本構想を策定いたしました。そして平成29年12月に建設工事に着工し、令和元年8月に完成いたしました。

新庁舎での業務開始は昨年1月から行い、1年を経過しました。基本理念である「ひとが集い、憩い、交流する、これからの能登町の活性化に大きく寄与する庁舎」に一步一步近づいていると感じております。

次に、やり残したことなどや今後重視すべき課題につきまして申し上げたいと思いますが、まちづくりについては、いつの時代になっても課題がなくなることはなく、私の考える代表的なものについて申し上げたいと思います。

今の当町におけます喫緊の課題は、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備であると認識しております。国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されてから1年余り。この間、3密を避ける、ソーシャルディスタンス、マスク着用、アルコール消毒など新たな生活様式が当たり前となりましたが、いまだに収束の兆しが見えない状況において、住民生活にも多大な影響が出てきております。

そのような中、先般、政府は、高齢者接種を4月から開始する旨の発表をし

ました。円滑なワクチン接種の実施をするための体制整備が住民福祉の向上、そして地域経済の回復に不可欠であり、重要な課題であると考えています。

次に、国が平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法を制定いたしました。これに基づき、地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けて動き出しておりますが、当町においては、1万6,000人余りが快適で安心して過ごすことができるよう、引き続きまちづくりを推進していかなければいけないと考えております。

そのためには、昨年度に策定いたしました第2期の能登町創生総合戦略を踏まえた政策、事業について、その実施に努め、地方創生の実現を目指していくことが重要であると思うのと同時に、この戦略の実施について次の方にバトンを渡すということで、申し訳ない気持ちもございます。

また、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針及びまちづくりの長期的展望を示す第2次総合計画も策定後5年が経過しており、人口減少の進行、コロナ禍、行政デジタル化、合併特例債発行期限の終了等々のほか、社会環境が急変しておりますことを鑑み、新町長の特色を反映した新たな政策立案をしていただくことも大きな課題であると認識しております。

最後に、次の町長に期待することですが、提案理由の説明の際にも触れましたが、行政機関の長である町長の役割の一つは、判断、決定し、その決定に対して責任を取ることであり、私は考えております。町民の皆さんの共通の財布とも言える町の予算を預かる身として、限られた財源を有効に活用し、行政、議会、町民が一体となって持続可能なまちづくりを常に責任感と緊張感を持って進めていただきたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会が大きく変革しつつあります。ポストコロナ時代を見据え、これまでとは異なった視点での行政運営を行っていただきたいと思いますので、議員各位におかれましては、今後も変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（酒元法子）

10番 河田議員。

10番（河田議員）

ありがとうございます。まだまだ言いたいことや町への思いがあると思います。まだ任期は一月余りありますので、最後まで町の先頭に立って、多くの町政課題に取り組んでほしいと思います。

町長への評価につきましては、いろいろあると思いますが、私は、一つは能

登町の魅力、存在感を町内外によくアピールしてくれたと思っております。

そしてもう一つは、町長がよく言っている人づくりであります。少子・高齢化、過疎化が進む中、将来を見据えた投資、人材育成を大切にしてきたと感じています。これは、かつて小泉首相が引用したことで有名になった言葉ですが、長岡藩の故事に由来する言葉で「米百俵の精神」という言葉があります。明治初期、厳しい窮乏の中にあった長岡藩に諸藩から米100俵が届けられ、当時の指導者はこれを明日の人づくりのための学校設立資金に充て、その結果、設立された学校は後に多くの人材を育て上げることになったということでもあります。ぜひ様々な分野における人材教育を今後も大切にしていきたいという思いであります。

人材育成という意味では、町長を支える副町長の役割も大変大きいと思われまます。職員と町長とをつなぐ調整役として、また町長が掲げる政策執行の女房役として手腕を振るってこられた下野副町長に、これまでの持木町政への思いをお聞かせください。

議長（酒元法子）

下野副町長。

副町長（下野信行）

それでは、私のほうに持木町政への思いということでご質問がありましたので、答弁をさせていただきます。

私は、持木町長4期目に就任されてから1年後の平成30年4月に副町長を拝命し、今日に至るまでの2年11か月の間、能登町政に携わらせていただいております。この間、持木町長の下、職員の皆さんの協力を得まして多岐にわたる課題に取り組んでまいりましたが、これらの仕事を順調に進めることができたのは、町民の皆さんや議員の皆さん、多くの関係者のご理解とご協力があったおかげだと思っております。

振り返ってみますと、就任当時は、能登町は合併して13年を経過し、融和と一体化を図ることを重点課題として位置づけ、進められた各種事業、施策が形となっているところでもありました。また、都市計画街路事業、有線放送施設事業、都市再生整備事業などの継続中のものも進められておりました。事業の推進に当たっては、何をすべきか、何ができるかを町長と共に職員の皆さんと考え、時代に合った事業の推進手法をつくっていくという困難で大事な仕事に真摯に取り組んでおる皆さんと一緒に仕事できたことは、私にとってとても貴重な経験でありました。

また、去年は、新型コロナウイルス感染防止でいろいろなイベントや行事が

中止または規模を縮小して実施されましたが、それまでは、いろいろと参加をさせていただきました。そこでは、町民の皆さんの声を多く聞かせていただきました。そこから地域のつながりや活力を感じ、地域の持つ力こそが将来を担っていくのだと強く思いをいたしました。

このようなことから、能登町は、これから合併16年を超えて新たな時代へと向かっていきますが、自然、文化、歴史に加え、地域を支える人が大勢いらっしゃることを最大限に生かし、町民、議会、関係団体と行政が一体となれば、第2次能登町総合計画の基本理念である「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐまちづくり」を必ずつくり出せるものと確信をしております。

終わりになりますが、持木町長におかれましては、町村合併後の町内の融和や組織運営、インフラ整備など、これまでの公務で培われた力量を発揮され、今日の能登町の礎を築いていただきました。退任後も町政に助言をいただき、健康に留意なされながら活躍されますことをお祈りいたします。

改めて、持木町長、長い間お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

また、本日このような発言の機会をいただきました酒元議長、河田議員にお礼を申し上げまして、私の思いといたして答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

議長（酒元法子）

10番 河田議員。

10番（河田信彰）

これまで持木町政を支え、ご苦労も多々あったかと思いますが、共に町の発展にご尽力されてきた副町長にも感謝を申し上げたいと思います。そして、今後もこれまで培ってきた持木イズムを継承していただきたいと思います。

最後に、持論ではありますが、私は、町長や副町長、そして教育長も特別職の地方公務員であると思っております。公務員は、よく役人と言われますが、役に立つ人だから役人なんです。そして、役に立つところだから役所、役場なんだと思っています。引き続き、町民、そして能登町に役に立てるよう汗をかいていただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思いますが、持木町長、本当に長い間のお務め、ご苦労さまでした。これからは健康には十分ご留意され、能登町の発展に引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。どうもお疲れさまでした。

質問を終わります。

議長（酒元法子）

以上で、10番 河田議員の一般質問を終わります。

それでは次に、14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

それでは質問させていただきます。

平成11年12月、年も迫った旧能都町で持木一茂町長が誕生いたしました。大変激しい選挙でしたが、私たちは仲間と手を取り合い喜びました。その後、平成17年3月1日には2町1村での平成の大合併が行われ、早いもので町長と出会ってから21年3か月の長い期間を過ごすことができました。その間、私は町民の声の代弁者として、その声を届ける立場から、疑義を発することも多く、要望や提案もしてきましたが、時には怒りを込めて語気強く抗議したこともあったように思います。こうしてこの席に立つと、21年と3か月の月日を思い、これが本日限りかと思うと一抹の寂しさを覚えております。

それでも私は、本日も私のみならず町民の皆様の大きな関心事である事柄に対して、町長が在任の間に尋ねるべき点について2点質問いたします。

1件目です。町長は、その立場上、通称充て職と言われる役職に大変多く就いておられます。社会福祉協議会やシルバー人材センター、もしくはイベントの実行委員長として、また顧問として、様々な立場で長を務めておられます。

毎年の配付される決算書の最後のほうに、出資による権利という一覧があります。この欄を数えてみたら29個もの団体がありました。それについて1点1点聞くことは町民の皆さんの期待することではないし、また合理的ではないと思いますもので、私は、その中から営利事業として町の出資もされ、代表取締役就いておられ、あわせて教育長、副町長が取締役もしくは監査役として就任されている2社について質問したいと思います。

株式会社能登町ふれあい公社では、ここに登記の写しがあります。2月25日の分ですが。能登町長が代表取締役、教育長が取締役。登記上は見えませんが、たしか専務取締役というふうに聞いておりますが、お2人が登記されております。また、有限会社のとクリーンサービスでは、町長が代表取締役、副町長が監査役に就いておられます。

今、町長が退任なされるについて、役員の皆さんはご自分の去就を、進退をどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

注釈ですが、教育長はふれあい公社の専務らしいですが、体調がお悪いということで、ご答弁を差し控えてもらうということをお願いしたいと思っております。

また、現在就任されているそれぞれの法人の課題や、また夢、そんなことも

あったらお聞かせ願いたいと思います。
よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは、鍛冶谷議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、役職の去就と進退についてのご質問ということですが、町長ということで、様々な団体の会長、委員長などを兼任しております。それらの多くは能登町の町長という充て職で就任しているものが多数あります。

その中において、町が出資しております株式会社能登町ふれあい公社、そして有限会社のとクリーンサービスでは、代表取締役を務めさせていただいております。代表取締役に就任している能登町ふれあい公社及びのとクリーンサービス、2社の去就、進退についてであります。代表取締役は町長の充て職ではございませんので、しかるべきときに役員会に諮るなど判断をしたいというふうに考えております。

また、それぞれの法人の課題や夢についてですが、企業の経営に関わることなので役員としての回答は控えさせていただきたいと思いますが、町長として、ふれあい公社は、言うまでもなく新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えない中で、営業施設は大打撃を受けております。まずは、この苦境を乗り越えてもらうことが喫緊の課題と考えております。そして、ふれあい公社には、地元企業として、これまで以上に雇用の創出や地場産業の発展に寄与し、交流人口や関係人口の拡大の中心となり、さらなる発展を期待しております。

次に、のとクリーンサービスについては、今後、人口、世帯数の減少に伴い、ごみ、し尿ともに取扱量が減少していくことになろうかと思いますが、収集エリアが減少するわけではございません。収集業務については、住民生活においてなくてはならないサービスでありますので、住民サービスの低下につながるよう経営の安定を持続させなければならないと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（酒元法子）

下野副町長。

副町長（下野信行）

それでは、鍛冶谷議員のご質問に答弁をさせていただきます。

私の場合は、有限会社のとクリーンサービスの監査役ということで、その去就についてでございますが、同社の定款によりますと、役員を選任方法は、当会社の株主中より株主総会において選任する。ただし、必要があるときは株主以外の者から選任することを妨げないと規定されております。

私は、前副町長の高雅彦氏の辞任を受けて、平成30年5月28日の株主総会において選任されましたが、副町長という充て職による就任ではないので、現段階では進退について考えてはおりません。

次に、同社の課題や夢についてでございますが、さきの町長の答弁と重複する部分がありますが、当町においては人口の減少、世帯の減少、合併浄化槽の進行が年々顕著になってきております。このような状況を鑑みますと、ごみ収集部門並びにし尿収集部門ともに取扱量が減少していくことが予想されます。また一方で、収集エリアのほうは縮小はされておられませんので、収集コストは上昇するものと考え、今後の運営は厳しくなっていくことが推測されます。

このような状況を見ますと、経営改善策を検討する時期になっておるかと感じておりますが、私の場合は執行権限はございませんので、役員の方々に検討していただき、同社の経営安定を維持することを望んでおりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

常々、能登町ふれあい公社には、旧能都町時代から現在にかけて時折議員のほうからも町長が代表するのはおかしいんじゃないかというような話があったときに、町長はいつでもこう答えられました。ふさわしい方がおいでれば、その方にお譲りしたいというふうにおっしゃってきました。

私は、地方自治法の第42条の件をもって、出資しているから町長がしているんだというふうに考えておりましたが、このたびからはそういうこと関係なく、しかし、しっかり辣腕を振るっていただけるというふうに理解したいと思います。

念のため、監査役に聞いてもよろしいのですが、能登町ふれあい公社では年俸、給与等は支払いされておられませんね。お答えください。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

能登町ふれあい公社に関しましては、一切報酬は受け取っておりません。

議長（酒元法子）

下野副町長。

副町長（下野信行）

クリーンサービスのほうでは、年俸18万でございます。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

今、監査役のおっしゃったクリーンサービスにおける年俸は、ご自分が18万ですね。町長はないんですか。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

有限会社のとクリーンサービスのほうは、年俸120万ということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

年俸が出ていたことに関しては、適切な税務処理がなされれば、ここで出た出ないということをあえて私は申し上げるつもりはありません。ただ、予算ベースで考えても、じんかい事業のじんかい収集費、これに関しては平成2年では1億4,171万5,000円、今度の3年分では委託料として1億4,400万6,000円。その内訳のうち、有限会社のとクリーンサービスには6,300万ほど、株式会社ダストサービスには1,900万、株式会社中山産業には700万、有限会社千原環境事業社には5,400万と大きな補助金が出ている。ここから町の権限ではなく出ているからよしとしなければいけないのかもしれませんが、私は道義的にやはりあまり納得できるものではありませんが、

今日はここまでにしておきましょう。

さて、2件目をお尋ねいたします。

町長は、合併の翌年、平成18年、地方自治法が義務づけていた基本構想の策定に従い、2006年から2015年の10年間を「一步前に進むまちづくり」、これを理念として第1次総合計画を発表されました。次に、平成28年、地方自治法の義務は必要なしとされましたが、さらに推進しなければならないと、「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐまちづくり」を目標として第2次総合計画を策定されました。

そんな中、持木町政の大きな課題として、災害に強い公共施設の管理運営を実現したいと取り組まれ、有利な起債、有利な借金である合併特例債や緊急防災・減災事業債、これを特に主な財源として行政庁舎の建設をなされたと理解しております。くしくも本日、丸10年を数える2011年3月11日に発生した東日本大震災も建設促進を後押ししたように私は思っております。

さて、私ども議会議員は、費用対効果、財投効果を終始関心を持たねばなりません。持木町長の手がけた最大のプロジェクトである行政庁舎の建設事業の集大成が令和2年度に本格スタートいたしました。財投効果を測る起点に立つこの時点で、最低限の資料として投じられた事業費の全体総額を確認したいと思えます。

用地取得から造成、設計、工事管理費、そして施工としては建築工事、電気設備工事、機械設備工事等々の各工事について、庁舎別の総額、工期、また財源についてお示し願いたい。なお、新統合庁舎関連では、梶川対岸の駐車場の用地取得、ここに架けた橋、そして曳家工法での建築物移設について、プライバシーの問題もあるからこれを個々に聞くことはいたしません。全体の総額に含めて結構ですからお答え願いたいと思えます。

よろしく願います。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは、鍛冶谷議員の質問にお答えします。

私からは、それぞれの庁舎における総費用についてお答えさせていただいて、工期及び財源については担当課長より答弁させますので、よろしく願います。

まず、能登町新統合庁舎の整備についてであります。用地買収や移転補償、設計及び建物、外構、駐車場整備工事など関連する諸費用を含めた総事業費は

36億4,237万2,000円であります。また、第二城都橋の整備につきましては、総事業費が1億3,996万6,000円となっております。次に、柳田総合支所の整備につきましては、総事業費が3億5,339万4,000円となっております。最後に、内浦総合支所の整備につきましては、総事業費が8億8,503万1,000円となっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

赤阪総務課長。

総務課長（赤阪浩幸）

それでは私から、それぞれの庁舎の工期及び財源についてお答えいたします。

まず、能登町新統合庁舎の整備費の工期につきましては、平成27年7月に事業着手し、令和2年3月に工事完了となっております。財源ですが、合併特例債が14億3,070万円、緊急防災・減災事業債19億3,690万円、庁舎建設基金が2億2,110万円、一般財源が3,633万円、受託工事費として1,734万2,000円となっております。

また、第二城都橋整備の工期につきましては、平成30年9月に事業着手し、令和元年12月に工事完了となっております。財源は、過疎債が1億3,980万円で、一般財源が16万6,000円となっております。

次に、柳田総合支所整備の工期につきましては、平成29年7月に事業着手し、本体工事は既に完了しておりますが、一部電源設備工事が残っております。今月、令和3年3月に完了を予定しております。財源につきましては、合併特例債が2億8,620万円、庁舎建設基金が6,650万円、一般財源が69万4,000円となっております。

次に、内浦総合支所整備の工期については、平成29年7月に事業着手し、令和2年1月に工事完了となっております。財源につきましては、合併特例債が1億5,760万円、過疎債が6億6,980万円、庁舎建設基金が5,730万円、一般財源が33万1,000円となっております。

また、先ほど新統合庁舎の関連経費としてのご質問であります。梶川対岸の第2駐車場の用地取得、そこに架けた橋梁、第二城都橋、そして曳家工法での建築物移転の3点について、議員おっしゃるとおり個人情報も含まれますので、質問の3点については合計額でお答えさせていただきます。なお、梶川対岸の第2駐車場の用地取得、それから曳家工法での建築物移転の費用は、先ほど町長から申しあげました能登町新統合庁舎整備費総額の36億4,237万2,000円に含まれております。

ご質問の対岸の第2駐車場の用地費と移転補償費、橋梁整備費、曳家工法、これら3点、合計額で3億4,474万1,000円となっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒元法子）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

今聞いたのをメモしたところで、なかなかできないもので、もう一度、議事録ができた時点で、執行部のほうはお持ちでしょうけれども、私は今の答弁でもう一度一覧表をつくって対応してみたいと思います。一応全体の工事総額はどうも50億ちょっと、50億2,076万3,000円かな、こんなふうに私のほうは計算しています。そんな大きな差はないと思います。

そして財源としては、合併特例債、緊防債、それから過疎債の総額は、これも概算ですが46億ちょっとになると思います。それから、このほかにはまだその以前に終わっていた消防庁舎がたしか十五、六億かかっていたように思っています。そういう意味でも、大変大きなプロジェクトでした。

以上で建設には度々反対することが多かった私ですが、持木町政の成果を確認し、住民サービスのさらなる向上に相談しやすい窓口、ワンストップで何でも答えられる窓口、能率よい仕事ぶり等々、費用対効果の最優良の値が出ることを期待いたします。

これで質問を終えたいところですが、私も一言だけ。

私、取引が岩手県の陸前高田市、あの奇跡の一本松。あの当時、社長となかなか連絡が取れず、10日ほどたってやっと携帯につながる事ができて、社長、生きとるか、職員どうや。幸い、職員の方の家族には少しありましたが、職員は全員無事ですと。私は、社長、仕事まだ続けるんかと言ったら、続けたいと思う。私はそのとき、だほぞこきと言いました、社長、1か月、2か月、売上げの金要らんわいや。一緒にやらんかな。こんなふうに言ったら、電話の向こうで嗚咽した社長の声が響きました。

また、宮城県の南三陸では、有名な防災センターが今でも遺構として残っております。ここは、あの有名な遠藤未希さんが「津波が来ます。大きな津波が来ます。逃げてください。逃げてください」をあの防災センターからずっとアナウンスして、お父さん、お母さんたちもその声を聞きながら、娘との最後の別れになったそうです。

でも私が訪れたときは、もっと涙しました。遠藤未希さんだけが有名になったけれども、一緒に働いていた、一緒に声かけをしていた人が役場職員であり

ながら野球少年団のコーチでした。その方のシャツが飾ってあって、子供たちがそこにお参りするそうです。

震災から学ぶことはいっぱいありました。どうやらそんな中で、私はすごいうれしいことを一つ感じております。東北のいろんな方がテレビに出て、おらほのまちに帰ってきて恩返しするんや、おらほのまちもう一回つくり直すんや、そんなふうにする人の声が聞けます。

人は石垣、人は城と言います。どうか退任なさる町長も町を応援する応援団長として頑張ってもらえることをこいねがって、質問を終えたいと思います。

議長（酒元法子）

以上で、14番 鍛冶谷議員の一般質問を終わります。

それでは次に、11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

先ほども何人かの議員が東日本大震災のことに触れていましたけれども、私もこの質問がちょうど日章旗、国民の祝日の日章旗掲揚について、偶然というか妙なものであります。

私のほうからも、改めて震災の被害に遭われた方々に心からお悔やみ申し上げます。まだ2,525人の方が行方不明と聞いております。今後どういう形で発見されるか分かりませんが、一日も早く親元というか自分の身内のほうへ戻っていただければと、心からそう願うものであります。

それでは、通告に従って質問します。

これは、私もこの質問を考えたときに、単純に日の丸、日章旗だと思っていましたけれども、少しは不適切な言葉もあるし、未熟な知識でございますので、また若干歴史問題にも触れなければならないこともありますので、そこはあらかじめ容赦お願いいたします。

国旗掲揚に対しての考え方を聞く前に、日の丸、すなわち日章旗にまつわる話を少し述べてみたいと思います。

日の丸の白地に赤い丸が付された単純明快なデザインは、素直な心「白」と、日いずる国の象徴である太陽「赤」を表現したもので、平和への願いと感謝の気持ちが込められています。平安時代末の源平合戦の頃から扇や旗のデザインに日の丸が登場しています。さらに時代が進むと、朱印船などの旗印としても使用されたことから、今日の国籍表記を示す国旗の役割をしていたとされています。そして、船印、国標として定められたのは幕末にペリーの黒船が来航した直後の安政年間で、これを維新政府も引き継ぎ、明治3年、1870年1月27日に日の丸を国旗として布告しました。

しかし、昭和20年、1945年、GHQは日章旗の掲揚を禁止しましたが、昭和24年、1949年には日章旗の掲揚が認められています。しかしながら、1990年代に学校教育の現場での国旗掲揚に対するトラブルが深刻化したため、平成11年、1999年8月、小渕内閣のときに国旗・国歌法が制定され、改めて日章旗が国旗として定められて今日に至っているわけです。

そこで、祝日は現在のところ1年間に16日定められています。順を追って、その祝日の意味並びに趣旨を簡単に述べてみたいと思います。

「元旦」。年の初めを祝う。

「成人の日」、1月第2週。大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます。

2月11日、「建国記念の日」。建国をしのび、国を愛する心を養う。

「天皇誕生日」、今の天皇は126代、2月23日です。天皇の誕生を祝う。

「春分の日」、3月21日頃。自然をたたえ、生物を慈しむ。

「昭和の日」、4月29日。激動の日々を経て復興をなし遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。

「憲法記念日」、5月3日。日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。

「みどりの日」、5月4日。自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心を育む。

「こどもの日」、5月5日。子供の人格を重んじ、子供の幸福を図るとともに母親に感謝する。

「海の日」、7月第3月曜日。海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。

「山の日」、8月11日。山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。

「敬老の日」、9月第3月曜日。多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。

「秋分の日」、9月23日頃。祖先を敬い、亡くなった人々をしのぶ。

「スポーツの日」、10月第2月曜日。スポーツに親しみ、健康な心身を培う。

「文化の日」、11月3日。自由と平和を愛し、文化を進める。

「勤労感謝の日」、11月23日。勤労を尊び、生産を祝い、国民が互いに感謝し合う。

以上、先ほど申したとおり年間16回の国民の祝日が記されております。

そういうわけで通告しました。

まず町長に、舌足らずの説明をしましたがけれども、国旗掲揚、祝日に対しての考え方を率直な気持ちで答弁いただきたいと思います。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは、向峠議員の質問に答弁させていただきますが、国旗掲揚に対しての考え方ということではありますが、当町では、従来から式典のほか各種行事には国歌の斉唱と国旗の掲揚を行っているところであります。

国旗は、日本だけでなく、諸外国でも国家の象徴として大切に扱われているもので、次代を担う子供たちが国際社会で必要とされている国旗や国歌を尊重するよう、議員もおっしゃったように平成11年に国旗及び国家に関する法律が定められております。また、国民の祝日に関する法律には、「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける」とされております。

議員ご質問の国旗掲揚の考え方につきましては、国旗の掲揚は国民の一体感を醸成するものであり、祝日には、国民全員が祝い感謝し記念する気持ちを表すために揚げられるものであると思っております。

また、本日は東日本大震災から10年目の日であります。当町におきましても、震災により多くの犠牲があった方々に対し哀悼の意を表するため庁舎前に弔旗を掲揚させていただきました。町民の皆様におかれましても哀悼の意をさげられますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきますと思います。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

今、町長がご答弁されたように、国民が全員が感謝の気持ちを持つということが一番大事かと思っております。

しかしながら、国旗を掲揚する家庭が年々減ってきております。私も実家からここへ出てくるとき、大体今だとほんの両手に余るぐらいの国旗しか見ることはありません。私が子供のときは、在所そろって揚げた光景をよくまだ覚えております。

そういう意味で、大変先ほど16もある国民の祝日に、日本の国民であるという高い国家意識というか誇りを持っているならば、やはり日本国民ならこぞって祝日に日章旗を掲げるのが本来の日本国民の務めでないかと、そう考えるわけがございます。

しかし、この低下の要因には少なからず歴史観が漂っている感じがします。そ

の第一には、自虐史観を植えつけた教育そのものが大きな原因の一つではないかと考えるわけでございます。

皆さんも知っているとおりの自虐史観というのは、ちょっと述べてみますと、自虐史観とは、太平洋戦争——大東亜戦争と申しますが——の後の日本の社会や歴史学界、教育界における特定の歴史観を批判、否定的に評価する言葉である。この言葉を使用する論者が何らかの歴史に関する記述が日本の歴史の負の部分に殊さらに強調して日本をおとしめていると批判する際に用いられる言葉でございます。

しかし、歴史は歴史として一応こっちに置いときましょう。だけど、日本国民古来の、適切な言葉であるかないか分かりませんが、日本人魂というのは、変に捉えがちで、また、祝日に日章旗を揚げると右翼じゃないかというような、そういうやゆする人もおられるのも事実です。

そういうことから、先ほど自虐史観も申しましたけれども、日の丸には侵略戦争の象徴があるからという反対意見が多いですが、それは、やみくもに第二次大戦を侵略戦争と位置づける欧米の洗脳があるからです。安易に日の丸、君が代を戦争につなげてしまう、その理由が私には分かりません。

自国の歴史に誇りを持たない人間が一体、国旗、国歌について意見できるのでしょうか。私は甚だ疑問です。歴史の教育は、歪曲せず客観的に真実を教えるべきだと私は考えます。

そういう意味で、掲揚率の低下について、ひとつ町長、ご答弁いただきたいと思います。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、当町におきましても祝日には国旗を掲揚されているご家庭を見かけることはありますが、議員おっしゃるように、全てのご家庭が掲揚されている状況でないことは承知しております。

国旗の掲揚につきましては、平成11年の内閣総理大臣の談話として、法制化により義務を課すものでないとの考えが示されていることから、強制をすることはできませんが、あくまでも個々人の判断に委ねる部分が大きいものと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

確かにこれは強制的に義務化するという事は、ちょっときつい面があるかと思いますが、しかし、海外に行けば、祝日にどの家にも堂々と国旗を出しておりますが、これが世界の常識ではないでしょうか。

アメリカ合衆国では、日常的に国旗、国歌に対する厳粛な態度と愛国心の教育を行っており、日本とアメリカ合衆国とは極めて対照的な状況であります。また、学校教育の現場で公立、私立問わず黒板の真ん中に星条旗を掲げられております。

国旗は、先ほど申したとおり国家の象徴ですし、国民が一つになるシンボルなのです。この国の未来を担う子供たちが国際的にも通用する健全な国家観を養えるように、国旗の扱いについても健全な形にしていくべきだと私は考えます。私たちは、日本国で生まれ育った日本人として、国に感謝し、国を大切に思うこと。そのような教育こそが必要でないかと考えます。

また、パラオ共和国の国旗は、日本人の生きざまを高く評価したパラオ人自身が日の丸をまねた国旗を選んでおりますし、また、バングラデシュの国旗も日本の憧れが元になっていると聞いております。

前回の東京オリンピックのときのように、どの家にも国旗を掲げ、また、みんなで日の丸を手にするようになってほしいものと考えております。

国旗を掲げるには心得が幾つかあります。主なものを拾ってみます。国旗の掲揚は日の出から日没までに行いましょう。国旗は国家の象徴なので、破れたり汚れたものは使えません。雨天の日は雨でぬれないように掲揚しましょう。国旗は丁寧に扱きましょう。国旗は入り口から外に向けて右側に掲揚しましょう。そういう掲揚の心得が書いてあります。

そこで、国旗掲揚のマニュアルみたいなものを私は申しましたけれども、国旗掲揚の意義について、町長のお考えを答弁いただきたいと思っております。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、国家の象徴であります国旗、そして国民の祝日について、一人一人が正しく理解を深め、敬意を表す気持ちを育むことであるというふうに考えております。

向峠議員のこの質問を契機としまして、町民の皆様には、国民の祝日に対し改めて考え、そして感謝し、お祝いしていただくとともに、敬意を表すために

も国旗の掲揚にご協力いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（酒元法子）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

願わくば、今町長がご答弁された言葉を町民がご理解賜り、ぜひ私が言ったからではなくて、先ほど申したとおり、日本国民のシンボルであり誇りでありますので、どうか祝日には堂々と国旗を掲げていただきたいと思えます。

私もにわかづくりで、いつも話が行ったり来たりして大変恐縮しております。

持木町長が辞められるに当たって、本当は質問せんとうかなと思ったけれども、何か適当なことはと思ったけれども、前々から国旗については私は気にかけていたことですが、ちょっと時間足らずと頭の才能足らずでこういう問いになりました。

そこで、おわびに一句詠んでみました。これは2月のいつやったか、大変満月のきれいな夜でした。私のところへ新聞は2時半頃届きますので、それを取りに出たら全くのきれいなお月さまでした。そこで、才能ありか才能なしか凡人か分かりませんが一句詠んでみました。

「春満月の まなざしに 我思う」。

これ町長に対しても意味があるんですよ。春満月、町民ですよ。町民のまなざしに我思う。先ほど10番議員も言っていましたけれども、約22年間、能都町時代、合併後の能登町の首長をされて、我思う。私も月を見ながらお星さんをじっと見て、反省やら夢やら現在のことを10分ほど、寒かったけど。後で町長、聞かせてくださいね、才能ありか凡人か。私は一般質問よりこれをようけ考えておったので、ひとつまた。

そういうわけで、度々繰り返しになりますけれども、町長とは合併して16年間、議場でいろいろなバトルまがいのこともありましたけれども、それはいい思い出としてそのまま私も大事にしたいと思えます。

そういうわけで、来月から新しい町長が赴任するわけでございますけれども、持木町長同様、私たちも真剣に議論して、町民のために頑張っていきたいと思えますので、また執行部のほうに並んでいるひな壇の課長さん方も、そういうことで、休むときは祝日、日章旗を掲げてください、心の。

そういうわけで、つたない質問になりましたけれども、これで質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

議長（酒元法子）

以上で、11番 向峠議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（酒元法子）

ここで暫時休憩します。参集時刻は午後2時40分としますので、よろしく
お願いいたします。（午後2時16分）

再 開

議長（酒元法子）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時46分再開）

町長から発言の訂正あり。

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは訂正させていただきたいと思います。

先ほど鍛冶谷議員のご質問にお答えしましたのとクリーンサービスの年間の
報酬額は150万円ということで、訂正させていただきたいと思います。お願
いします。

議長（酒元法子）

赤阪総務課長。

総務課長（赤阪浩幸）

私からも訂正させていただきます。

先ほど鍛冶谷議員のご質問にお答えいたしました能登町新統合庁舎整備の工
事完成並びに第二城都橋の整備の完成につきましては、能登町新統合庁舎整備
が令和2年3月工事完了、第二城都橋整備につきましては令和元年12月に工
事完了と訂正させていただきます。

議長（酒元法子）

それでは次に、12番 志幸議員。

12番（志幸松栄）

それでは、議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今、皆さんで全員、執行部並びに議員の方々の災害に対する東日本大震災の黙禱をささげたところでございます。私は常々、災害というものに対して、風化させない、必ず今後若い人たちのために風化させないということは常々思っていることと思います。

私も漁業をしており、風に遭い、波に遭い、風雨に遭う。そういうときにもやはり先輩の物事を聞きながら、こういうときにはこういうふうにして操船するんだと。そういうものを常々思って、言うことを聞く。耳の穴を大きくして勉強してきたわけでございます。

今回も、全国的に日本国として、災害を風化させないため、また今日も朝テレビで、アメリカからも有名な歌手さんが災害に対しての風化させないためにエールを送っておられました。そういうことで、災害に対しては風化させないのがこれからの若い人たちのためになるんじゃないかなと思います。

それでは、今日は2点、町長、持木体制になって21年、能都町を合わせまして21年ということになります。その中で21年間、私も毎回毎回質問してきましたけれども、これが最後となります。だけど今回は、正直言って満足した、町長はどう思うか知らんけれども、私は21年、満足した町政で来られたなど。議員として。

いろいろと初めは、能都町のときには、いろいろと反抗しながら、こうやれ、こうやれと言ってきたけれども、合併してからの持木町長は、すごく温厚な人物になり、人の聞く耳を立て、言ったことは必ず実行するというすてきな町長だと思います。

これから前置きが長くなりますけれども、私は、今日は最後ですので、ちょっと質問の前にしゃべらせていただきます。

本年1月、議会におきまして、次期町長選挙への不出馬を表明されました。正直言って、私個人としてもびっくりした。また、能登町の町民の方もびっくりしたと思います。能登町長として、今回が最後の定例議会となります。

持木町長におかれましては、能登町が合併して4期16年の長きにわたり身を粉にして町政に携わってこられました。地方自治体にとって逆行の時代の中、ましてや合併したときの能登町は本当に逆境の中、異常な逆境でございました。役場へ出てくるは嫌だなという日にちもあったと思います。だけど、それをこらえて本当に大変な大変なご苦勞があったと思います。執行機関の長としてのこれまでの多くの難局を乗り切ってこられたことと感服いたします。

私は、持木町長に対しまして、一般質問は今日が最後であると思いますと、ひときわ涙が出る思いでございます。

持木町長は、平成11年12月に能都町長として就任され、それから能都町、柳田村、内浦町、合同協議会の会長となり、豊富な経験を生かし、優れた政策能力を発揮され、初代能登町の町政を担当されました。最終年も残すところあと1か月となっております。数々の功績を残したと私は常々思っております。

その任期を全うし、惜しまれながら退任されることだと思えます。ましてや退任された後、町民の方々が本当に皆さん、何で何で、もう一遍もう一遍ということがこれから多々出てくると思えます。町長在任の16年間は、能都町を含め21年間です。清廉で真面目な人なりは多くの町民に愛され、同時に開かれた町政に取り組みられてきました。快く町民と語り合う機会も持たれ、議員の方々もいろいろと気軽に持木町長と接してこられたと思えます。

それから、徹底した行政改革を合併したときにはやられた。本当にいろいろと後ろから突つかれ前から突つかれしても、それに曲げずと貫いてきたことが現在にあると思えます。公平、公正な施策に取り組んでこられたと思えます。

それは実際には表面には無愛想な顔をしておられますけれども、心の中は優しく、大胆できめ細やかな人間であったからこそ、ここまで来れたんだと思えます。これは必ずや必ずや高く評価されると思えます。

それから、一番重要視されておりました、皆さん、いつも議員の方々が防災。防災の質問をされる方、いつも必ず一般質問の中に入れておられます。それから教育。教育をされる議員の方々。それからもう一つ、皆さん、全般的には福祉。町長は3部門を唱えました。これを私は正直言って、3部門、完璧というわけではなく、本当に有言実行されたと思えます。

特に防災の整備については、今日は一般質問されましたけれども、いろいろ避難場所、高台へ上る場所、そういうものを内浦地区、能都地区、それから柳田地区に全部設立され、数字は私は分かりませんが、高台へ避難する階段その等は全部造ってこられたと思えます。災害のないまちづくりということ、これを実行してこられたと思えます。

それから、耐震機能を有した新庁舎建設。これは10番議員の町長の答えにも一番苦労したという新庁舎の建設。能登町の本庁舎、柳田、内浦の庁舎、それも実行されてきたわけです。

それから、金銭的な詳細にも全部皆さん、今日、総務課長が語られたと思えます。ほかの市町村では、なかなかできるようなやり方ではないと。すごい企画財政の職員並びに総務課長、これもやはりひとえに町長が言われた職員の力、それから議員の方々のいろいろなアドバイス、それから町民の方々の理解ということがそれをなし遂げたわけでございます。これは長く、この庁舎並びにこれは語り継がれることだと思えます。

それから、最優先して消防署。消防署の16分団の消防ポンプ車の新設、更

新。それから防災組織の推進。さらに上水道の普及。それからいろいろと水道、老朽管の普及。まだ語れば仰山あります。

それから、いろいろと公共事業、インフラ整備、それも合併してから特に平等な形で突き進まれて平等な予算をつけて、本当に融和な能登町が作り上げられたかなと思っております。

町長は、ハード面だけじゃなく、ソフト面でも多くの気を使って広範囲にわたり能登町と町民の福祉向上のために尽くされ、大きな足跡を残されたと思います。いろいろとトイレにも、いろんな相談場所その等も全部。私は常々、町民の方々が私のところへ来れば、役場へ行きなさいということ常々言うんです。それだけ語り合えば仰山ありますけれども。

それから、奥能登広域圏事務組合、先ほど奥能登クリーン組合、それからいろいろな手腕を発揮されてきました。その仕事にはスピード感があつた。正直言って、よくこの時間でこれだけのスピード感でやれたということは、本当にこれは歴史に物語るリーダーシップだったと思います。

いつも私が言っていた能都町の時ですけれども、能都町の人に町長に質問は、いつもリーダーシップを取ってやってくれ、わがままにやってくれということで、能都町の質問をしました。合併してから、それは一遍も言いませんけれども。能都町の時。持木さん、思い切って何でもかんでもやれということで私は質問してきました。能都町の時。大変いろいろと持木さんも苦勞されたときもあつた。また、この町政になっても議員の方の理解よく、ここまで合併の時もソフト面、ハード面にも本当に功績があると思っております。

最後に私、ちょっと休憩の間の時間に、町長、もし嫌やったら質問の答え言わなくてもいいよということで、いや、ほんでも最後やさけ言わせてくださいと。楽しみにして、最後の質問をして、最後に聞きたいと思っております。

それから、本当にトップリーダーとして頑張ってくださった持木町長におかれましては、感無量なことがあります。私は、なぜかというと、一番初め、能都町の時。偶然にぽつんと今の現状と一つに、町長になろうとして町長に立候補されたわけじゃないんですよ。不思議なくらいに今の町長になろうとしている町長と同じで、本当の一月ぐらい前まで、ある歯医者さんのお医者さんだったが、偶然に宇出津、能都町の若い方々の推薦、どうしてもやってくれとって家の玄関の前に宇出津の産業界の若者の人たちが、持木さん、頼むぞということで、渋々応えて今に至っておるわけですね、町長。本当にこの素人町長がここまで来れたということは最高のあれで、やっぱりリーダーの素質があつたんだなど、私はそう思います。

皆さん、結構、一般質問、私もそれだけ勉強してないので分かりませんが、初めて質問する前に、ことわざをちょっと教えてくれということで、あ

る人のところへ行って、このことわざを最高の持木さんに贈ることわざかなと。これも今日、1番議員が横綱のことを言いましたけれども、あれと同じような理屈だと思うんです。

「功成り名遂げて身退くは天の道なり」。

分かりましたか。（「分かりました」の声あり）学のある方は皆さん分かると思うんです。吉田君、分かった？（「分かりません」の声あり）

これはまさに今日の持木町長にふさわしい言葉じゃないかなと。だからこの功績を上げた、末永く語り継がれる町長になるんじゃないかなと思っております。

3月議会、この議会で、私も最後の一般質問、許可をいただいた酒元議長に感謝いたしております。本当に最後に、うまく町長を送られるか分かりませんが、最後に私が拍手したら、皆さんも拍手で一般質問を終えたいと思いますので、本当によろしくお願いします。

それでは、皆さんの町長に対しての質問事項を言います。

これは10番議員、議会の中で一番若い議員でございます。この前は議長をされておりました。その人が質問されたことに対してのその問題でもらった言葉ですけれども、同じ質問になったわけですが、理解をしていただき、酒元議長がいいよということで質問させていただいているということで、最初に、4期16年のかじ取りをした町政の努力と評価の思いを1点。それから、次期町政に残された重要課題についてお伺いしたいなと思います。

そういうことで、心の中にあることを私はお聞きしたいなと思っております。お願いします。

議長（酒元法子）

持木町長。

町長（持木一茂）

それでは、志幸議員の質問に答弁させていただきますが、ただいまは志幸議員から本当に身に余るお言葉を頂戴いたしました。うれしく聞かせていただいたところでもあります。

また、志幸議員は、合併前から能都町議会議員に就任され、そして今まで共に能登町発展のために努力をしてこられたわけでございます、この議会の中でも古参の一人である議員から今のようなお言葉をいただいたことに対しまして、うれしく思っているところであります。

先ほどの河田議員のご質問でもお話ししましたが、議会議員の皆様及び関係者の皆様、役場職員、そして何よりも町民の方々のご理解、ご協力のおかげで、

私自身、何とか4期16年の長きにわたりまして町政を担当させていただきました。何度も申し上げましたが、本当に感謝しております。

さて、まず第1点目の質問の4期16年のかじ取りをした町政の努力と評価ということではありますが、これも先ほどの河田議員のご質問と同じような答弁となりますが、新町での重要な課題は、やはり新庁舎の建設でありました。また、合併後も旧3町村の融和を図るため、大運動会を開催するなど、地域社会を中心とした一体的なまちづくりも進めてまいりました。

防災面では、能登半島地震、東日本大震災を教訓とし、防災士の育成など防災力の向上を、そして教育面では、能登高校の存続支援や金沢大学の海洋水産研究施設の誘致、そして小中学校の海洋教育や防災教育などに努めてまいりました。福祉面では、保育料の保護者負担軽減などの子育て支援、そして高齢者や障害者の福祉サービスの充実などを図ってまいりました。

少子・高齢化対策や1次産業の振興など、まだまだやり残したことがあるかと思いますが、私自身、皆様のご協力の下、全身全霊取り組んでこれたというふうに考えております。

次に、第2点目の質問の次期町政に残された重要な課題につきましても、河田議員のご質問と同じような答弁となりますが、喫緊の課題としましては、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備であると考えておりますし、第2期の能登町創生総合戦略を踏まえた政策、事業についての実施、実現、第2次総合計画の推進など、社会環境が急変している中、新町長の特色を反映した新たな政策立案をしていただくことも大きな課題であると認識しております。

最後に、この4期16年間で、本当に様々なことがあり、貴重な経験をさせていただきました。一心不乱、そして全力で駆け抜けてきましたので、長いようで短いと申しましょか、どのような表現をしてよいか分かりませんが、本当に適切な言葉が見つからないというのが気持ちであります。

そして、まだ任期満了まで1か月あります。町政において気を抜くことなど許されませんので、これまでどおり最後まで全力で全うして、この持木町政を終わらせたいと思っております。

自分の4期16年間の思いについては、きっと辞めて数か月後に思いが込み上げてくるのかなという、今はそういう心境であります。

いずれにいたしましても、これまでのご支援、ご協力に対し心から感謝申し上げますとともに、これからの残された1か月間、そして新たな町長に就任される方にも、これまでと変わらないご支援、ご協力を議員の皆様にはお願い申し上げます。16年間の町政に対してご協力いただいたことを重ねて感謝申し上げます。

本当に長い間、ありがとうございました。

議長（酒元法子）

12番 志幸議員。

12番（志幸松栄）

どうもどうも、いろいろとつらいと思いますけれども、答えをいただき、ありがとうございます。未来に対しての答え、今回のいろいろと感極まって、いろいろと悩んだこと。こうやって見れば、河田君のときも同じ、庁舎の問題。それから皆さん3町内の融和の問題を一番頭を悩まれたことじゃないかな。

だけど私は、先ほど吉田議員の横綱の例のごとく、私も隣から引っ張ってきた言葉でございますけれども、最後の最後まで「功成り名遂げて身退くは天の道なり」ということで、後々までも長く、まだ現役の中で、まだばりばりやる力を残して去るということは、後継者に譲るということは、これは本当に天の道なりということだと、私はそういうふうにして理解しております。

だから正直言って、能登町にはいろんな問題、ことわざもあります。いろいろとこの場で言いましたけれども、これからはいろいろな今後の人たち、役職に就いて、持木町長に倣い、こういうような力を残して若い人たちに譲るということも、これは町をつくる一つのいい文化が生まれるんじゃないかなと私は思っております。

どうもどうも、いろいろと結構長い時間、まだ9分あった。時間があれかなと思って。

どうもどうも、本当にいろいろと長い間ありがとうございました。皆さんで拍手で送りたいと思います。ありがとうございました。どうもどうも、ありがとうございました。（拍手）

議長、終わります。

議長（酒元法子）

以上で、12番 志幸議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたが、明日、12日を休会とせず、午後1時半より会議を開きたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

よって、明日、12日は午後1時半より会議を開きます。

散 会

議長（酒元法子）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散 会（午後3時15分）

開 議 (午後 1 時 3 0 分)

開 議

議長 (酒元法子)

ただいまの出席議員数は 1 4 人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案第 6 号～議案第 3 8 号

議長 (酒元法子)

日程第 1、議案第 6 号「令和 3 年度能登町一般会計予算」から、日程第 3 3、議案第 3 8 号「町道路線の認定について」までの町長提出議案 3 3 件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長 (酒元法子)

総務産業建設常任委員会 小路委員長。

総務産業建設常任委員長 (小路政敏)

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第 6 号 令和 3 年度能登町一般会計予算歳入及び所管歳出

議案第 1 0 号 令和 3 年度能登町水道事業会計予算

議案第 1 1 号 令和 3 年度能登町下水道事業会計予算

議案第 1 3 号 令和 2 年度能登町一般会計補正予算 (第 7 号) 歳入及び所管歳出

議案第 1 7 号 令和 2 年度能登町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

議案第 1 8 号 令和 2 年度能登町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案第 2 0 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 能登町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について

議案第23号 能登町例規の統一に係る関係条例の整理等に関する条例の制定について

議案第24号 能登町農林産物加工施設条例の一部を改正する条例について

議案第25号 能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について

議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第37号 請負契約の締結の変更について

議案第38号 町道路線の認定について

以上16件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（酒元法子）

次に、教育厚生常任委員会 市濱委員長。

教育厚生常任委員長（市濱等）

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第6号 令和3年度能登町一般会計予算所管歳出

議案第7号 令和3年度能登町国民健康保険特別会計予算

議案第8号 令和3年度能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第9号 令和3年度能登町介護保険特別会計予算

議案第12号 令和3年度能登町病院事業会計予算

議案第13号 令和2年度能登町一般会計補正予算（第7号）所管歳出

議案第14号 令和2年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 令和2年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和2年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第19号 令和2年度能登町病院事業会計補正予算（第4号）

議案第26号 能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第27号 能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第28号 能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第29号 能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第30号 能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第31号 能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第32号 能登町生きがいデイサービスセンター条例の廃止について

議案第33号 能登町学校給食共同調理場条例の制定について

議案第34号 能登町文化財保護条例の一部を改正する条例について

以上19件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（酒元法子）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（酒元法子）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討 論

議長（酒元法子）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（酒元法子）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（酒元法子）

これから、採決を行います。
採決は起立によって行います。
お諮りします。
議案第6号「令和3年度能登町一般会計予算」
の1件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

起立全員であります。
したがって、議案第6号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第7号から議案第12号までの6件を一括して採決します。
お諮りします。
議案第7号「令和3年度能登町国民健康保険特別会計予算」
議案第8号「令和3年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」
議案第9号「令和3年度能登町介護保険特別会計予算」
議案第10号「令和3年度能登町水道事業会計予算」
議案第11号「令和3年度能登町下水道事業会計予算」
議案第12号「令和3年度能登町病院事業会計予算」
以上6件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

起立全員であります。
したがって、議案第7号から議案第12号までの以上6件は、委員長報告の
とおり可決されました。
次に、議案第13号から議案第19号までの7件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第13号「令和2年度能登町一般会計補正予算（第7号）」

議案第14号「令和2年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」

議案第15号「令和2年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」

議案第16号「令和2年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第17号「令和2年度能登町水道事業会計補正予算（第3号）」

議案第18号「令和2年度能登町下水道事業会計補正予算（第2号）」

議案第19号「令和2年度能登町病院事業会計補正予算（第4号）」

以上7件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒元法子）

起立全員であります。

したがって、議案第13号から議案第19号までの以上7件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号から議案第36号までの17件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第20号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第21号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第22号「能登町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について」

議案第23号「能登町例規の統一に係る関係条例の整理等に関する条例の制定について」

議案第24号「能登町農林産物加工施設条例の一部を改正する条例について」

議案第25号「能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について」

議案第26号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第27号「能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」

議案第28号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議案第29号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」

議案第30号「能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第31号「能登町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

準等を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第 3 2 号「能登町生きがいデイサービスセンター条例の廃止について」

議案第 3 3 号「能登町学校給食共同調理場条例の制定について」

議案第 3 4 号「能登町文化財保護条例の一部を改正する条例について」

議案第 3 5 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

議案第 3 6 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

以上 1 7 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (酒元法子)

起立全員であります。

したがって、議案第 2 0 号から議案第 3 6 号までの以上 1 7 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第 3 7 号「請負契約の締結の変更について」

の 1 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (酒元法子)

起立全員であります。

したがって、議案第 3 7 号の 1 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第 3 8 号「町道路線の認定について」

の 1 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (酒元法子)

起立全員であります。

したがって、議案第 3 8 号の 1 件は、委員長報告のとおり可決されました。

休会決議について

議長（酒元法子）

日程第34、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（酒元法子）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和3年第2回能登町議会3月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（酒元法子）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

持木町長。

町長（持木一茂）

令和3年第2回能登町議会3月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

3月5日より開会されました、このたびの定例会議におきましては、令和3年度能登町一般会計予算をはじめ、多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおり可決、ご同意をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

1月に開会されました能登町議会において、今期をもって退任することをお伝えいたしました。

就任以来、これまで財政の健全化を念頭に「人」と「地域」の絆を大切にしながら、大運動会の開催などを通じた合併後の融和を図り、地域社会を中心とした一体的なまちづくりを進めてまいりました。

防災面では、能登半島地震、東日本大震災を教訓とし防災力の向上などに努めてまいりました。

教育面では、能登高校の存続支援や金沢大学の海洋水産研究施設の誘致、そして小中学校の海洋教育と防災教育の充実やG I G Aスクールの環境整備などに努めてまいりました。

福祉面では、保育料の保護者負担軽減などの子育て支援、そして高齢者や障害者の福祉サービスの充実を図ってまいりました。

また、少子高齢化に伴う人口減少、交流人口の拡大や基幹産業である農林水産業、そして商工業の発展など、様々な諸課題の一つずつ、全身全霊で取り組んでまいりました。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会が大きく変革しつつあり、ポストコロナ時代を見据え、新しいリーダーの下で、これまでとは異なった視点での行政運営を行っていただきたいと考えています。

平成17年の町長就任以来、4期16年にわたりご支援とご協力を賜りました町民の皆様に改めて心から厚く御礼申し上げます。

またこの間、議員各位のご指導及び関係機関、そして職員の皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。

結びに、今後も議員の皆様をはじめ町民の皆様のご健康とご多幸、そしてますますのご活躍をお祈りいたしまして、3月定例会議の閉会に際してのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

散 会

議長（酒元法子）

以上で、本日は散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後1時55分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和3年3月12日

能登町議会議長 酒元法子

会議録署名議員 馬場 等

会議録署名議員 田端雄市